

平成 27 年 第 3 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 27 年 9 月 4 日

平成 27 年 9 月 9 日

平成 27 年 9 月 16 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (9 月 4 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	11
議案第 34号	16
議案第 35号	17
議案第 36号	18
議案第 37号	20
議案第 38号	20
議案第 39号	20
議案第 40号	21
議案第 41号	21
議案第 42号	22
議案第 43号	24
議案第 44号	25
議案第 45号	26
議案第 46号	27
議案第 47号	27
議案第 48号	28
議案第 49号	29
議案第 50号	30
報告第 2号	31
報告第 3号	32
諮問第 1号	32
諮問第 2号	33
散 会	34

第 2 号 (9 月 9 日)

議 事 日 程	35
本日の会議に付した事件	35
出 席 議 員	35
欠 席 議 員	35
議会事務局職員出席者	35
説明のため出席した者	35
開 議 宣 言	36
1 番 議員 児玉 求	36
2 番 議員 世利 孝志	45
3 番 議員 白水 勝元	48
6 番 議員 田ノ上 真	51
1 1 番 議員 原野 敏彦	56
1 3 番 議員 柴田 真人	61
1 4 番 議員 今村 桂子	64
7 番 議員 松山 力弥	68
散 会	74

第 3 号 (9 月 16 日)

議 事 日 程	75
本日の会議に付した事件	75
出 席 議 員	76
欠 席 議 員	77
議会事務局職員出席者	77
説明のため出席した者	77
開 議 宣 言	78
議案第 5 1 号	78
議案第 3 4 号	79
議案第 3 5 号	80
議案第 3 6 号	81
議案第 3 7 号	83
議案第 3 8 号	84
議案第 3 9 号	84
議案第 4 0 号	85
議案第 4 1 号	85
議案第 4 2 号	92
議案第 4 3 号	95

議案第 47号	96
議案第 49号	97
議案第 50号	99
議案第 51号	100
発議第 2号	101
発議第 3号	101
発議第 4号	103
委員会の閉会中の継続調査について	112
議員の派遣について	112
閉 会	113

議事日程(第1号)

平成27年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第34号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第35号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第36号 平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第37号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第38号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第39号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第40号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第41号 平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第42号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第43号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第45号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第46号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第47号 自治功労者の推戴について
- 日程第19 議案第48号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第50号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 報告第 2号 平成26年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第23 報告第 3号 平成26年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第24 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

日程第 2 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 6 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 4 2 号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 4 3 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 4 4 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 4 5 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 議案第 4 6 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 1 8 議案第 4 7 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 1 9 議案第 4 8 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 0 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 1 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 報告第 2 号 平成 2 6 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 3 報告第 3 号 平成 2 6 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 2 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（14名）

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	平松秀一
教育長	安河内文彦	理事(事業統括)	安川敏幸
理事(会計管理者)	稲永修司	総務課長	今泉俊裕
まちづくり課長	櫻木幹夫	住民課長	満行誠
税務課長	梅野猛	健康福祉課長	小林はつみ
都市整備課長	安河内久人	地域振興課長	安河内隆
上下水道課長	石井浩二	子ども教育課長	御手洗文生
社会教育課長	川津政文	税務課参事	甲能裕和
総務課課長補佐	平山幸治	監査委員	百田清二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

先月の25日には台風15号、台風らしい台風が久しぶりに来たわけですが、被害が少なくてようございました。ただし、担当課の皆様方は、早朝からの待機いろいろ御苦労さまでございました。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

ただいまから平成27年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。

平成27年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

去る8月28日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成27年第3回定例会の運営について協議・検討いたしました。

今回、提出された案件は、議案が17件、報告2件、諮問2件、外町長諸報告並びに閉会中の組合議会報告4件でございます。

期間は、本日9月4日から9月16日までの13日間でございます。

委員会付託については、議案第36号から第41号までは、決算認定関連議案であり、一括提案とし、決算審査特別委員会に付託し、議案第34号、第35号、第49号は予算審査特別委員会に付託、残りの案件は、各常任委員会に付託いたします。

また、議案第44号から第46号と第48号、諮問第1号、第2号の人事案件につきましては、本日採決をいたします。

一般質問は、9月9日午前9時から行い、終了後に、全員協議会を特別会議室において開催をいたします。

なお、9月11日の工事現場視察は、午前9時半から行いますのでよろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月16日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月16日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） それでは、諸報告を申し上げますが、平成27年第3回、いわゆる9月定例議会を招集いたしましたところ、議員全員出席をいただきましてありがとうございました。

まちづくり推進事業について

まず、初めにまちづくり課の方でございまして、まちづくり推進の事業について、3つの事業について御報告申し上げます。

まず第1番目として、中部防災センター設置用地の先行取得についてでございます。

須恵町におきましては、安全安心のまちづくりを目指し、より住みよいまちづくりに日々鋭意努力しているところでございますが、御存じのように、安心はそれぞれの住民の方の捉え方により得られるものでありまして、お金で買えるものではございません。

既に、須恵町役場敷地内において本部格納庫と併設して本部防災センターをつくっております。

佐谷区において東部防災センター、それから旅石区においては西部防災センターを建設いたしておりまして、飛越分団には資材庫も設置いたしております。

そういう状況でございますが、今回須恵町のほぼ中央部に位置いたします須恵区におきまして、仮称でございますが中部防災センターをとということで配置したいと考えております。

と申しますのは、中央を流れます須恵川の西側に全部防災センターはあるわけでございますが、東側に位置する防災センターという核がないということもその1点でございます。

この4点を結ぶバランスのとれた防災のための拠点を設置したいと考えております。

また、県道二日市・古賀線の拡幅工事によりまして、既設の須恵分団消防格納庫付近に影響が出るということも予測されますので、代替用地も必要となることから、須恵区の広場として現在借地使用しております須恵117番地3、周辺の土地約4,012平方メートルを先行取得することとしております。

住民の皆様へさらなる安全安心を実感していただけるよう、活用していく所存でございます。

次に、第2弾の消費喚起型プレミアム商品券の発売でございますが、7月12日、日曜日に商

工会主催で、地域創生事業の一環といたしまして「プレミアム商品券」を販売いたしましたところ、大盛況のうちに半日で完売となったところでございますが、今回、第2弾といたしまして、住宅リフォーム等を対象とした「須恵町プレミアム付住宅リフォーム券」総額1億3,800万円を、町指定金融機関であります西日本シティ銀行須恵支店を窓口にも、須恵町役場主催で9月1日販売をいたしているところでございます。

リフォーム券1枚10万円で20%のプレミアをつけ、1人最高100万円を限度として販売しております。また、アンケートにお答えいただく方の中から抽選し、Wプレミアムチャンスとしてさらに豪華商品が当たるということもございます。

また、先日の西日本シティ銀行福岡支店との協定書締結により、「須恵町プレミアム付住宅リフォーム券」を購入された方の特典といたしまして、西日本シティ銀行のリフォームローンを活用される場合、利率が軽減されます。また、須恵町内に新築される方に対しても、住宅ローンの借入時に同様の特典が得られることになり、さらなる定住促進を期待しているところでございます。

これは、いわゆる須恵町総合戦略の一つとして行うわけでございます。

詳細につきましては、新聞チラシ等にて御紹介いたしております。現在1億3,800万円のうち1億数千万円まで、初日で販売が終わっております。

次に須恵町PR事業でございますが、この事業は地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の交付金によりまして、須恵町の移住と定住を促進するために、須恵町の住みやすさや魅力を発掘及び発信することを目的として行うものでございます。

概要といたしましては、交付金1,500万円を活用いたしまして、須恵町の魅力発掘及びプロモーション事業、冊子及びインターネットへの情報発信等、ふるさと納税促進のための商品の発掘、さらには、須恵町出身の芸能人の協力により、写真、テロップ、須恵町を応援します等のPR事業を展開し、広く町内外へ情報を発信するものでございます。

今後、須恵町出身の芸能人の方を須恵町親善大使として、須恵町を幅広く発信していただくよう進めていく予定でもございます。

以上、3つの事業を通し、須恵町内のさらなる消費促進の起爆剤として、元気のある町となるように期待いたしているところでございます。

さらなる待機児童対策について

次に、さらなる待機児童対策についてということでございます。

待機児童の解消につきましては、3月議会で承認を得まして、待機児童でありながら認可外保育施設を利用する児童の保護者に対する保育料の負担軽減をいたすために、認可外保育施設保育料の額から認可保育所に入所した場合の保育料の額を差し引いた額の2分の1を補助するもので、

いわゆる待機児童対策として講じた待機児童支援事業を4月に施行し実施いたしているところでございます。

この支援事業は、支払い時期を年4回、第1回目の支払いを8月にするため、7月中に交付申請を提出していただきました結果を報告させていただきますと、その時点では現在の待機児童は100名でございましたが、現在120名でございます。それから、申請者数は19件の23名でございましたが、現在は28件37名となっております。また、申請者のうち該当者については、16名でございましたが、現在では28名ということでございます。

この支援事業で、町立保育所に入所できるまでの間の経済的負担が軽減でき、待機状態での不安を少しでも取り除くことができるようにと施行したところではございますが、こちらが考えていました数より少ない申請者となっております。

そこで、周知徹底の不足もあることから、この制度の存在を知らない保護者がいる可能性があるために、まだ事業が始まったばかりではありますが、支援事業を拡充して、さらなる待機児童支援事業といたしまして、先ほど申しました差額の2分の1の額を撤廃し、限度額まで全額支給する支援事業に発展的に改正を実施いたします。

これにより、待機児童の解消策として、町立保育所に預けた場合の保育料と同等の額になり、保護者の経済面における緩和策になると考えております。

議員各位におかれましては、この制度のあり方を御理解賜り、また、御協力をお願い申し上げます。

平成26年度一般会計決算について

次に、平成26年度一般会計決算でございます。

平成26年度一般会計決算につきましては、歳入総額79億2,263万8,132円に對しまして、歳出総額は、75億8,809万7,413円であります。歳入歳出差し引き額は、3億3,454万719円でございます。前年度決算額に對しまして、歳入は3.9%、歳出は4.9%の減となっております。

平成26年度の決算は、歳入歳出につきましては、3年ぶりに80億円を下回りました。

増加を続けてきた歳出総額につきましても、対前年度で6年ぶりに決算額が減少いたしました。財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、86.9%から87%へ、0.1ポイント硬直化したわけではございますが、これは一部事務組合への負担金及び扶助費の増加が、経常経費を押し上げたものと考えております。

では、具体的に歳入でございますが、国家予算の約2割を占めます地方交付税は、21億9,051万円でございます。率にいたしまして2.8%の減となっております。

町の自主財源の約8割を占めております町税でございますが、27億1,741万円となって

おります。主に町内住宅建設等の開発行為により固定資産税の税収が伸びたため、町税全体では、3.9%の増となっております。

次に、歳出でございますが、人件費は、11億8,901万円でありまして、1,852万円の減額でございます。率にいたしまして1.5%の減でございます。

職員給につきましては、25年度末の退職者が10名、26年度の採用が10名で、プラスマイナス・ゼロであったわけでございますが、決算額といたしましては、1,255万円の減額、率にいたしまして1.7%の減となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、4億3,385万円で、25年度に比べ公共施設の整備など大きな事業がありませんでしたので、2億9,371万円の減額となっております。率にいたしまして40.4%との減となっております。

平成26年度の主な事業といたしましては、「東部防災センターの建設」、「水上ため池の浚渫」、「農地農業用施設、林業施設の災害復旧」、「城山地区の道路改良」のほか、平成25年度からの繰越事業であります「須恵第一小学校校舎の耐震補強工事」などを施工いたしました。

次に、繰出金でございますが、26年度の特別会計への繰出金は、11億5,785万円でございます。1億807万円の減額でございます、率にいたしまして8.5%の減でございます。主に国民健康保険特別会計の歳入となります平成26年度の前期高齢者交付金が大幅に減額となったため、国民健康保険特別会計への繰出金が減額となりました。

繰出金の主なものといたしましては、国保、後期高齢者医療特別会計へのおよそ6億225万円、公共下水道事業特別会計におよそ2億6,574万円、介護保険事業では2億4,680万円の繰り出しをいたしております。

財政調整基金、減債基金についてでございますが、利子、あるいは不動産売り払い収入など、およそ685万円を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、当初予算では、財政調整基金から4億1,000万円を、繰入金の予算として計上しておったわけでございますが、最終的には、財政調整基金を取り崩すことなく終わることができました。

これも議員の皆様、町民の皆様方の御理解と、御協力並びに職員の努力のたまものと、心より感謝申し上げます。

財政調整基金、減債基金を合わせましたところ、現在の基金残高は、28億6,814万円となっております。

最後になりますが、議案の提出に合わせまして、財政健全化法によります「財政の健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」を、監査委員の意見をつけまして、御報告いたしておりますが、両比率につきましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えます。

平成26年度水道事業会計決算について

次に、平成26年度の水道事業の決算についてでございます。

平成26年度は、台風や秋雨前線の影響もありまして、平年以上の雨量に恵られました。また、企業団からの送水量も増えまして、水の安定的な供給ができたと思われまます。

平成26年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が、5億8,608万7,864円に對しまして、同経費は5億3,795万2,111円で、差し引き4,813万5,753円の黒字となっております。

収入面では、長引く経済活動の停滞、節水意識の浸透など水需要は、ここ数年横ばい状態にあります。

費用面では、経費の削減に努めてまいりましたので、4,800万円余りの純利益が生じております。

また、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、みなし償却制度の廃止を行いましたので、現金を伴わない利益剰余金が発生いたしました。

その結果、当年度未処分利益剰余金は3億2,823万7,825円となりました。

今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう、努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、報告申し上げます。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 中部防災センターの建設計画についてですが、須恵区の公民館が高台にありまして、階段等、高齢者を抱えて不便というような意見で、あの辺の土地に、公民館を移設したいというような話が出ていたと思うんですけれども、場所はあそこだったと私は思ってたんですけれども、その辺の、須恵区の公民館併設というような関連性はありますでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 公民館は、あくまで行政区の主体事業でありますので、直接的には行政として関わっていないわけですが、いずれにいたしましても須恵区が1,200世帯を超える大世帯となっております。通常、行政区の効率的な規模というのは、500世帯とか600世帯、そうすると、勝手なことではございますが、分区の必要性もあるのではないかとということではございますし、そうなれば、そういった面で活用されるためにも、ちょっと面積的には広いんですけども、そういった土地を先行投資として町が購入すると。

通常、公民館につきましては、まあ、幾つかは町有地に建てられている公民館もあるわけでは

が、基本的にはそれぞれの行政区の財産でありますので、行政区が先行投資するべきでございますが、いわゆる分区という大きな事業もそこでは関わってまいりますので、そうなればあわせて分区とそれから公民館建設というのは、難しい問題も生じてまいりますので、町が建てた施設を公民館として活用するというのも将来的にあるのではなかろうかと、位置は今の公民館がある下の、田ノ上議員の家の裏のところに広場がありますよね、今、借地として、それをグラウンド・ゴルフの会場として借りておるわけでございますが、その位置が一番妥当ではないかと、それ以外のところでは現在、土地が見つかりませんので、この土地が、いわゆる民間業者が買いにかかっておる話も聞いておりますし、そうなりますと、今後、公民館建設とかそういったもの、あるいは防災センターの建設とかいったものの土地がなくなってしまうということから、先行的に起債を利用して、町で先行投資、先行取得をするというようなことを考えております。

以上です。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 第2弾の消費喚起型のプレミアム商品券の発行でございますけれども、これは「ふるさと創生」の交付金を利用した国の金額を利用されていると思っておりますけれども、総額が、1億3,800万円ですね、それで、一応今度は、リフォーム券が1億円を超えている発行という形でございますし、7月のプレミアム商品券の発行額が5,000万円だったと思っておりますが、この比率に対して、まあ、ほかの町を見ても、ほかの町のことですけれども志免町が3億円で、2,600万円、2,700万円ですか、その中でリフォーム券が3,600万円、今度第2弾として、7,200万円の商品券の発行をするそうでございます。

それで今現在、町長の報告にありましたように、まだ、2,000万円から3,000万円近く残っているんだろうと思うんですけれども、これ、交付金を利用するという事で、町民の方々に広く、これに、まあ、恩恵といいますか、広く使っていただけるようにしていただきたいというふうに思っているんですけれども、どうもリフォーム券と普通のプレミアム商品券の比率が逆じゃないかなというふうにもちょっと考えているわけで、志免町のことを思いますと、どうなのかなというふうに思っているんですけれども、その、まあ、いきさつといいますか、どうしてそのプレミアムとリフォーム券の金額差といいますか、それをされたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 通常のプレミアム商品券については、商工会がこれぐらいの額ということで決められた額でございますが、リフォーム券につきましては、いわゆるこれから地方創生というのは、人口減少あるいは東京一極集中を打破しようと、そうしないと国力が低下するということからしておるわけでございまして、リフォーム券、あるいは新築をするために、そういう町に

来るために利益を還元すると、須恵町に人口が増えてくると、そういうことを狙っておるわけ
ございまして、ただ単なる、須恵町民の今おる人たちに利便性を与えるために券をばらまくとい
うことではなくて、志免町は、いろいろ買うところがたくさんあるわけございまして、それを
買って買える場所がいっぱいある。須恵町においては、そういった場所が限られているという
ことから、商工会と協議した結果、5,000万円程度のプレミアム商品券になったわけござ
います。

リフォーム券につきましては、今後、須恵町に入ってきたいと、住みたいと言う人たちの利便
性。あるいは須恵町内におられる企業の人たちの、いわゆる経営黒字と申しますか、経営のお金
と申しますか、そういったものを町内で1億3,000万円が潤うと、いわゆる町民が1億
3,000万円使う、それは町内の企業の人たちが1億3,000万円入ってくるということから、
経済的相乗効果というのは数億円になってくるじゃなかろうかと、そういったものが狙い
としてあるわけございまして、今回、初めての経験でございますけれども、西日本シティ銀行
さんの協力を得ながら、初めての試みとして、宗像か福津にそういう例としてはあるわけですが、
ほかのところはただ、リフォーム券を販売したということございまして、私どもの方では地元
の銀行と協力して、プラスアルファの還元をしようということを狙ったわけございまして。
以上です。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） わかりました。

プレミアム商品券の販売方法といたしまして、1回目の時は5,000万円で、午前中で売り切
れたということございまして、7月の大変暑い時期でもございました。それから、やは
り長蛇の列ができていまして、販売方法もいろいろあるのかなと、町民の方々から御不満の声も
ありましたし、今、5,000万円、須恵町では消費が少ないからということと、商工会に委託
されたという販売方法で、人員のこともいろいろあるんだろうと思うんですけども、期間が
12月26日までの換金ということございまして、今回また、次も国からも交付金が来るか
もしれませんが、そのときにはある程度、今のお話をさせていただきましたけれども、町民の
方から御不満が出ないような、これは、「ふるさと創生」ですので、これに限らずほかの事業に
対してもこれはつけられるわけございまして、そういう工夫をされまして、この交付金の使
い方を検討していただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質問を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 北筑昇華苑組合の議会報告をさせていただきます。

お手元のほうに資料があると思いますので、ごらんいただきたいと思います。

平成27年7月8日に、古賀市役所会議室において、第1回臨時会が開催されました。

日程第2、議長の互選につきましては、古賀市の結城弘明氏が選出されました。

第6号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、住所、古賀市筵内1372番地10、木戸一雄氏が選任され、全員賛成で同意いたしました。

続いて、平成27年8月17日、同じく、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。

第7号議案から第9号議案は、糟屋郡公平委員会委員の選任について、全員賛成で同意いたしました。

次に、第10号議案は、平成26年度北筑昇華苑組合会計決算の認定についてで、歳入総額3億9,960万5,400円、歳出総額は3億8,078万2,848円、歳入歳出差し引き額は、1,882万2,552円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。10番、合屋伸好議員。

○議員（10番 合屋 伸好） それでは、須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されておりますので、御報告をいたします。

去る8月18日、平成27年度第2回定例会が開催されております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております資料のとおりとなっておりますので、御参照ください。

まずは、組合長報告でございますが、し尿処理施設「酒水園」につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、平成26年度の搬入量は、1万5,641キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているところでございますが、施設は昭和57年より稼働し、33年が経過し、老朽化が進んでいる現状で、点検の維持補修を繰り返しながら延命化対策を図っているとの報告が上がっております。

また、「クリーンパークわかすぎの運営・管理」につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては、平成26年度1年間で約

4万2,680トンの可燃ごみを処理し、これの57%にあたります約2万4,360トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したということでございます。

リサイクルプラザにおきましては、約2,480トンの不燃・粗大ごみ等を処理しており、そのうち有化物といたしまして、アルミ缶、スチール缶合わせて190トン、ペットボトル150トン、破碎鉄、2級鉄、アルミ缶等340トン进行搬出し、約4,250万円の売却益が出ております。

また、今後の「大牟田リサイクル発電関連」につきましては、去る6月29日に株主総会が行われ、経営面では平成25年3月にフィット制度、これは、固定価格買い取り制度ということでございますが、これに基づく電力需給契約へと変更したことから売電収入が増加し、大きく収益を改善することができ、そのため当期純利益は、4億6,846万3,000円を計上し、事業開始後、初めて累積損失を解消しておるといふ現状でございます。

今年度は、RDF処理単価が1万1,200円から1万500円へ、若干ながら値下げになっているということではございますが、新たな修繕費用の発生が見込まれるなど、依然として厳しい状況にあることには変わらないといった報告があがっております。

もう一つ、事業延長に関する地元協議につきましては、7月27日にクリーンパーク稼働延長協議会の第11回を開催し、10年間の延長に関しては、概ねご理解を得、大牟田リサイクル発電株式会社との契約に必要な債務負担行為の議会上程の承認をいただきまして、現在、協定締結に向け最終調整に入っているということの報告がございました。

続きまして、議案でございます。

議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任についてでございます。

篠栗町、藤 豪哲氏を選任することに全員賛成で可決でございます。

議案第6号、平成26年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算総額につきましては、歳入総額27億4,188万6,378円、これに対して歳出総額26億3,272万6,482円でありまして、差し引き額は1億915万9,896円となっております。

また、須恵町の分担金といたしましては、5億1,577万3,000円で、3町分担金総額の30.14%となっております。

以上、全員賛成で可決しております。

続きまして、議案第7号でございます。平成27年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

主なものになりますが、歳入につきましては、構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町

の受託事業収入の減額で、須恵町負担金につきましては、3,056万2,000円の減額となっております。

歳出について補正はございません。ただし、第2表「債務負担行為」補正がございます。先ほどの大牟田分処理委託、平成30年から34年度までの必要額等になっております。

全員賛成で可決でございます。

議案第8号から第10号、この3議案は、当定例会にも提出されているとおり、糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

新宮町、藤田清満氏、粕屋町、山田浩嗣氏、宇美町、櫻木幸弘氏、以上3名を選任することに全員賛成で同意しております。

説明は以上でございますが、議案書及び平成26年度歳入歳出決算書につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成27年8月27日に、粕屋南部消防本部において、第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。議案第11号から議案第13号は、糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてで、全員賛成で同意しました。

議案第14号は、粕屋南部消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第15号及び議案第16号は、財産の取得についてで、議案第15号は、西出張所に配置する高規格救急自動車の整備を図るものです。

契約の目的、高規格救急自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額3,326万4,000円、契約の相手方、福岡トヨタ自動車株式会社。

以上、全員賛成で可決しました。

また、議案第16号は、南部消防署に配備している救助工作車を更新し、整備を図るもので、契約の目的、救助工作車Ⅲ型購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、1億2,744万円、契約の相手方、キンパイ商事株式会社福岡支店。

以上、全員賛成で可決しました。

議案第17号は、平成26年度粕屋南部消防組一般会計歳入歳出決算認定についてで、歳入総額18億6,403万670円、歳出総額18億4,483万2,991円、歳入歳出差し引き

額1,919万7,679円、実質収支額は同額となっており、全員賛成で認定しました。

議案第18号は、平成26年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてで、歳入総額5,737万8,074円、歳出総額4,037万1,966円、歳入歳出差し引き額1,700万6,108円、実質収支額は同額となっており、全員賛成で認定しました。

報告第1号は、専決処分の報告（専決第2号）についてで、救急車の接触事故による賠償額の決定及び和解に関する専決処分の報告がなされました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義議員。

○議員（12番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告をさせていただきます。

平成27年8月27日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元に資料を、配付しているとおりでございます。

議案第4号から議案第6号は、糟屋郡公平委員会委員の選任についてで、全員賛成で同意いたしました。

議案第7号は、平成27年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正（第1号）予算についてで、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1,749万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,596万4,000円とするものでございます。

これは、主に、歳入で加速化事業による県補助金304万3,000円の増、間伐事業による財産売り払い収入996万4,000円の増で、歳出では事業費で、造林事業委託料983万7,000円の増、森林作業道開設費674万4,000円の増となっており、全員賛成で可決いたしました。

議案第8号は、平成26年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額5,682万2,003円、歳出総額5,032万9,517円、歳入歳出差し引き額649万2,486円となっており、全員賛成で認定いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますのでご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。質問なしと認めます。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第36号から議案第41号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。

提案理由の説明を行います。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてでございます。

この補正予算第2号は、先ほどから町長の諸報告の中でもお話がございましたが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として、国の補助金の交付決定を受けまして、景気浮揚のための施策でもありますので、スピード感を持って事業の早期開始を図る必要性から、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がありませんでしたので、7月27日付で専決処分を行いました。地方自治法179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成27年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

平成27年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万円を追加し、総額をそれぞれ89億9,626万6,000円とする。

第2項、予算の区分、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入でございます。

13款国庫支出金につきましては、国の地域住民生活等緊急支援交付金、これは地方創生の先行型交付金と、地域消費喚起生活支援型交付金の2本4,800万円でございます。

19款諸収入は、プレミアム付住宅リフォーム券の販売収入1億1,500万円でございます。次、3ページ。

歳出でございます。2款総務費の1項総務管理費、地域住民生活等緊急支援交付金を使つての事業、須恵町PR事業、それからプレミアム住宅リフォーム交付金事業、あわせて1億6,300万円の歳出予算でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よつて、議案第34号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思つますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よつて、議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に松山力弥議員であります。

日程第6. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書は2ページでございます。

議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

この補正予算第3号は、中体連の全国大会及び九州大会への出場の助成金を計上するものでございますが、大会が夏休み中の8月に行われることから、これも議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がありませんでしたので、8月7日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書8ページをお願いいたします。

平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）次に定めるところによる。

第1条、予算の補正額ですが、221万2,000円を追加し、補正後の総額を89億9,847万8,000円とする。

第2項でそれぞれの款項の区分、金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によります。次の9ページ、第1表歳入でございます。

18款繰越金、今回の補正予算の補正の財源として前年度の繰越金を計上いたしております。次に20ページ、歳出でございます。

10款教育費3項中学校費、須恵中学校剣道部の全国大会、九州大会、それから東中陸上部の九州大会への出場補助金221万2,000円でございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第35号を先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、先ほど決定しました議案第36号から議案41号については、関連議案でありますので、一括議題として取り扱いますので、提案理由の説明を求めます。

.....

日程第7. 議案第36号

日程第8. 議案第37号

日程第9. 議案第38号

日程第10. 議案第39号

日程第11. 議案第40号

日程第12. 議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定

について、日程第8、議案第37号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第38号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第39号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第40号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永出納課理事。

○理事（会計管理者）（稲永 修司） おはようございます。

それでは、議案第36号から議案第40号までの平成26年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長報告と一部重複する部分があるかとは思いますが、よろしく願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきましては、7月16日から8月17日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指数等を御参照いただきたいと思っております。

まず初めに議案第36号、平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

別冊の平成26年度須恵町歳入歳出決算書の10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額79億2,263万8,132円に対しまして、歳出総額75億8,809万7,413円で歳入歳出差し引き額、いわゆる形式収支といたしまして、3億3,454万719円でございます。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額の1,341万9,000円でございますので、差し引いた実質収支額は3億2,112万1,719円となっております。

この実質収支額から、前年度実質収支額を控除した単年度収支は、6,396万876円の黒字で、これに財政調整基金の積立額644万8,000円を超えた実質単年度収支は、7,040万8,876円の黒字となります。

2ページ、3ページに戻りまして、歳入の主な構成比でございますが、1款町税34.3%、6款地方消費税交付金3.5%、9款地方交付税27.7%。

4ページ、5ページでございます。

13款国庫支出金11.4%、14款県支出金6.4%、18款繰越金3.3%、20款町債6.1%で、歳入合計額の予算に対する収入率は、99.9%、調定に対する収入率は97.8%となっております。

6ページ、7ページでございます。

歳出の主な構成比でございますが、2款総務費10.7%、3款民生費37.7%、4款衛生費13.5%、8款土木費8.6%。

8ページ、9ページでございます。

9款消防費4.4%、10款教育費12.1%、12款公債費8.7%となっております。

歳出予算で、翌年度へ繰り越す額は、1億1,017万7,000円でございますが、主なものは第一小学校校舎耐震補強事業、第二学童保育所増築事業等でございます。

歳出合計額の予算に対する執行率は、95.8%となっております。

次に、議案第37号、平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

184ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額32億6,834万3,256円に対しまして、歳出総額32億6,387万6,029円で、歳入歳出差し引き額は、446万7,227円となっており、実質収支額も同額でございます。

これを単年度収支で見ますと、1万8,809円の黒字でございますが、法定繰入金以外の一般会計からの繰入金が2億8,785万658円ございますので、実質単年度収支は、2億8,783万1,849円の赤字となっております。

歳入合計の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は90.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は、99.9%となっております。

次に、議案第38号、平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

218ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,285万7,234円に対しまして、歳出総額2億6,977万5,716円で、歳入歳出差し引き額は1,308万1,518円、実質収支額も同額でございます。

歳入合計額の予算に対する収入率は、100.5%、調定に対する収入率は98.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は、95.9%となっております。

次に、議案第39号、平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

236ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億9,940万9,737円に対しまして、歳出総額10億9,265万9,283円で、歳入歳出差し引き額は675万454円、実質収支

も同額となっております。

歳入合計の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は97.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.6%となっております。

最後に、議案第40号、平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

258ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,813万7,536円に対しまして、歳出総額7,528万687円で、歳入歳出差し引き額は285万6,849円、実質収支額も同額でございます。

歳入合計の予算に対する収入率は、100.3%、調定に対する収入率は98.9%、歳出合計額の予算に対する執行率は、96.6%となっております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。

議案書の8ページをお願いします。

議案第41号、平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法、第30条第4項の規定により、平成26年度須恵町水道事業会計決算書を監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の認定を求めるものでございます。

説明を別冊の、平成26年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。一番薄いやつですが、1ページ、2ページ目の方をお願いいたします。

平成26年度須恵町水道事業決算報告書でございます。

なお、以下消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入は第1款水道事業収益、2ページの2列目でございます。

決算額6億2,773万8,335円、前年度比4.9%の増でございます。主なものは、営業外収益の長期前受け金戻し入れでございまして、これは、地方公営企業会計制度の改正に伴うものでございます。

次に、支出は第1款水道事業費、2ページ目の3列目で、決算額5億5,656万2,261円、前年度比0.5%の減でございます。

2列右で、予算額に比べ1,117万2,739円の不用額が出ておりますが、各科目ごとの残額の積み上げによるものとなっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入は第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額1億326万7,040円、前年度比138.1%の増でございます。

これは、浄水施設耐震補強及び緊急事業連絡間等に伴う企業債及び国庫補助金の増収でございます。

次に、支出は第1款資本的支出、4ページの2列目で決算額2億7,725万1,517円、前年度比11.8%の増でございます。

これは、浄水施設耐震補強工事請負費及び緊急時用連絡間実施設計業務委託料等の増でございます。

3ページの下段でございます。

資本的収入額が、資本的支出額に不足する額、1億7,398万4,477円は、損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第36号から議案第41号については、議長を除く13人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第41号は、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に松山力弥議員であります。

日程第13. 議案第42号

○議長(三角 良人) 日程第13、議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長(今泉 俊裕) 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について別紙のとおり提出をいたします。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。

番号法と呼んでおりますが、これの制定に伴い須恵町個人情報保護条例の一部を改正する必要

が生じたので、提案を行うものでございます。

次の10ページ以降に条例改正の内容を上げております。

14ページをお願いいたします。

中ほどの附則、一番下の第3項でございますが、ここで須恵町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正も、ここで同時に行います。

次に、15ページ以降に新旧対照表を載せております。ちょっとボリュームが多ございますので、お手元にお配りしております条例の概要、A4のホチキスどめで5ページほどの資料を置いておりますが、これによってちょっと説明をいたしたいと思っております。

平成27年9月議会、議案第42号の須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1ページの1番、条例概要ですが、これは現在の須恵町個人情報保護条例の概要でございます。

2番の改正の理由でございますが、社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度の開始に伴いまして、これまでの個人情報に加えまして、これから番号法上、特定個人情報ということが出てまいります。

そういった関係で、特定個人情報についての内容を追加する必要性があるということでの改正理由でございます。

次の2ページでございます。

改正の内容でございますが、摘要の追加でございますが、これまでの個人情報と申しますのは、住所、氏名、生年月日、性別、この4情報でございました。

このたび、マイナンバー制度が始まりまして、新たに特定個人情報ということが出てまいります。

これは、先ほどの4情報プラス個人番号を加えたところで、特定個人情報ということでのくくりになっております。

(2)では定義の追加を第2条で、特定個人情報、情報提供と記録及び特定個人情報ファイルの用語の定義を追加しております。

(3)では、このたび、新たな制度として、特定個人情報保護評価というものが出てまいります。

それから、こういったものを所掌する事務として、須恵町情報公開個人情報保護審査会の所掌事務として、この業務を追加するということでございます。

3ページには(4)で、特定個人情報の利用制限の追加の項目でございます。

(5)では、事故情報の情報公開の際の開示請求における任意代理人の追加がなされます。

それから、(6)では、その開示決定に要する日数の追加でございます。

4 ページでは（7）で、特定個人情報の利用停止の請求の追加。

（8）では、情報提供と記録の提供先への通知の追加。

それから、総務大臣等に通知をするものでございます。

（9）では、他の法令による開示の実施等でございます。

これまでの個人情報の事故情報と違いまして、特定個人情報については、他の制度があっても開示に対応する必要があることから、この分を追加するものでございます。

最後に5 ページでございますが。

4、施行期日でございますが、条文によっては施行の期日が異なっておりますので、それぞれ施行期日を規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、あとは委員会で逐条解説をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第42号を総務建設産業委員会に付託したいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって議案第42号、須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14．議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第43号、須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は、25ページをお願いします。

議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例、この条例につきまして別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この制定に伴い個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

3ページめくっていただいて、28ページをお願いします。

新旧対照表です。

左側改正後の下段になりますが、手数料の新規追加でございます。

来年1月から開始されます番号制度を前に、10月5日から各世帯へ個人番号の通知カードが簡易書留で郵送されます。

その通知カードを紛失した場合に、再交付申請するときの手数料、1件500円を規定するものでございます。

次のページ、29ページをお願いいたします。

ここでは、個人番号の利用開始に伴う、来年1月以降の改正になります。改正前、改正後の上段になりますが、現在の住民基本台帳カードの交付または再交付は、事実上なくなりますので、このカードに係る手数料の規定を削ります。

次に、左側の改正後の下段になります。

個人カードの再交付手数料、1件800円を新規追加するものです。

最初の交付は無料ですが、紛失等による再交付は、有料とするものです。

2ページ前の27ページをお願いいたします。

一番下の附則のところですが、この条例は、平成27年10月5日から施行する、ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

以上のとおりよろしくお願い申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15. 議案第44号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第44号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第44号でございます。

30ページでございますが。

糟屋郡公平委員会委員の選任でございますが、現在3名の委員さんがおられるわけございまして、1市7町ということでございますので、3名の方々が退任されて、そして今、公平委員を出していない町村から出そうということになったわけでございます。

そういったことから、須恵町の貝野勝是氏が平成27年10月31日をもって任期満了となるために、新宮町の藤田清満氏、生年月日が、昭和25年11月24日でございますが、選任をお

願いたいということでございます。任期は、平成27年11月1日から平成31年10月31日までとなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 全員賛成であります。よって、議案第44号、糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16. 議案第45号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第45号、糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第45号でございます。

32ページでございます。

同じく糟屋郡公平委員会委員の選任でございますが、公平委員会規約の第3条第1項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡粕屋町仲原1丁目9番20号、氏名、山田浩嗣、生年月日、昭和23年6月14日生まれ、任期については、平成27年11月1日から平成31年10月31日まででございます。

現公平委員の、古賀市から選出されております落石 智氏の後任ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第45号、糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第46号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第46号でございます。

34ページでございます。

同じく糟屋郡公平委員会委員の選任でございますが、住所、宇美町宇美1丁目8番47号、氏名、櫻木幸弘、生年月日、昭和26年10月18日生まれ、任期、平成27年11月1日から平成31年10月31日でございます。

現公平委員であります篠栗町の藤 敏明氏の任期満了によって後任としてお願いするものでございます。経歴は次ページに全て載っておりますので、参照していただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第46号、糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18. 議案第47号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第47号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第47号でございます。

自治功労者の推戴についてでございますが、表彰条例の推戴規定で、第10条第1項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。住所、須恵町大字須恵377番地100、氏名、稲永張美、前副町長でございますが、生年月日、昭和20年1月1日生まれ、70歳でござ

ございます。

提案理由といたしましては、本条例の推戴基準を十分満たされておりまして、対象年齢になられたために、今回推戴するものでございます。

経歴については、須恵町の教育長、収入役、副町長ということで、計15年特別職として町に貢献していただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第47号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、第議案47号、自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第19．議案第48号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第48号、須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第48号でございます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任でございますが、審査委員会の地方税法の第423条3項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございますが、住所、須恵町大字佐谷1655番地、氏名、貝原雅俊、生年月日、昭和26年1月4日生まれ、任期が平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3カ年でございますが、現在の貝原雅俊氏が1期目の任期満了となるために、2期目の再任をお願いしたいということでございます。

経歴につきましては、次ページに載せております。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第48号、須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20. 議案第49号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第49号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書40ページをお願いいたします。

議案第49号、平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）でございます。

地方自治法の規定により、平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の15ページでございます。

平成27年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額から歳入歳出それぞれ、9,967万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、88億9,879万9,000円とする。

第2項は、予算の補正の款項の区分、金額、補正後の予算の金額は、第1表「歳入歳出補正予算」によります。

第2条では、地方債の補正を行いますが、地方債の廃止でございます。第2表地方債補正によります。

第3条では、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加を第3表債務負担行為補正によります。次の16ページ。

第1表「歳入」です。

今回の補正は、約1億円弱の減額補正になっておりますが、これは東中学校の大規模改造事業、これが国の補助金がつきませんでしたので、事業を本年度は取りやめるということで、その分2億4,100万円が減額になり、全体でマイナスの補正となっております。

13款国庫支出金2項国庫補助金につきましては、東中大規模改造の補助金の減等でございます。

14款県支出金は、農村環境整備事業費の補助金などでございます。

15款財産収入は、不動産の売り払い収入。

18款繰越金は、今回の歳出補正額に特定財源を充当して、なお不足する額につきまして、前年度繰越金7,257万5,000円で財源措置をしております。

20款町債、これも東中大規模改造の関係の起債の減額でございます。

次に17ページ、歳出でございます。

今回、4月の人事異動に伴いまして、職員の人件費の不足する分のみを今回、全体通してさせていただいております。それ以外の主なものを申し上げますと、1款議会費においては、常任委員会の管外視察研修旅費等の補正でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきましては、焼却場跡地公園整備の調査設計それから、マイナンバー制度の実施開始に伴うOA電算関係経費の追加等、7,000万円余りでございます。

それから、6款農林水産業費は、新法尺井堰の改修費、農村環境整備事業で、山大道ため池の改修費等を計上いたしております。

10款教育費は、3項中学校費で何度も申し上げますが、繰り返しのようになりますが、東中大規模改造事業の中止に伴う減額等でございます。

次に18ページをお願いします。

第2表「地方債補正」の廃止でございます。須恵東中学校大規模改造事業債の限度額1億2,620万円につきまして、事業の中止のため起債を落としております。

次に19ページ。

第3表「債務負担行為」の補正でございます。今回追加といたしまして、まず、須恵町多目的公園（仮称）でございますが、その整備工事に伴う調査設計業務委託、これを期間27年度から28年度まで、限度額4,400万円。

それから、文化会館空調更新工事について、27年度から28年度まで1億6,500万円。

それから、あとは組合関係でございますが、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が、平成26年度に借入ました起債の償還について、平成27年度から平成34年度まで1,450万3,000円。

それから、粕屋南部消防組合の平成26年度の起債の借り入れ分の償還として、平成27年度から平成36年度まで723万4,000円の債務負担行為を新たに設定するものです。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号については、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号、平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第21. 議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第50号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の41ページをお願いいたします。

議案第50号、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出しますので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の36ページをお願いします。

第1条、平成27年度須恵町の水道事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出第1款第1項営業費用、補正予定額38万2,000円、主なものは労務単価の改定に伴います水源補助費等を増額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款第2項企業債、補正予定額970万円は、耐震補強及び緊急用連絡間に伴う企業債の増額でございます。

第3項国庫補助金、補正予定額マイナス973万3,000円は、同じく耐震補強及び緊急用連絡間に伴う補助金確定による減額でございます。

第3条の箇条書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,933万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって議案第50号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22. 報告第2号

○議長（三角 良人） 日程第22、報告第2号平成26年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書は、42ページでございます。

報告第2号、平成26年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

平成26年度須恵町健全化判断比率について、財政健全化法の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告をいたします。

43ページをお願いいたします。

一般会計の実質赤字比率及び一般会計から各特別会計、水道事業会計まで含めたところの連結実質赤字比率は、赤字額がないためございません。

実質公債費比率は8.5%、ちなみにこれが25年度は9.5%で1ポイント数値が好転いたしております。

それから、将来負担比率は23.6%、25年度は38.9%で、これも15.3ポイント良好な数値になっております。

別冊の決算審査意見書の38ページに、監査委員の意見がついておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

.....

日程第23. 報告第3号

○議長（三角 良人） 日程第23、報告第3号、平成26年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の44ページをお願いします。

平成26年度須恵町公営企業の資金不足比率についてでございます。

報告第3号平成26年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について、財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告するものでございます。

45ページをお願いします。

平成26年度公営企業の資金不足比率でございます。

特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも資金不足比率には該当しませんので、御報告いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第24. 諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第24、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

昼食の時間になっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。このまま続行いたします。

○町長（中嶋 裕史） それじゃ、諮問第1号でございます。46ページでございます。

人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護法の第6条3項の規定によりまして、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、須恵町大字植木340番地、氏名、今泉守正、生年月日、昭和26年11月30日、任期が平成28年1月1日から平成30年の12月31日まででございます。

擁護委員さん、現在5人おってあるわけございまして、2名が今回、任期満了となるわけでございますが、1期目ございまして、再任をお願いするということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

日程第25. 諮問第2号

○議長（三角 良人） 日程第25、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 諮問第2号でございます。48ページでございます。

同じく人権擁護委員の推薦でございますが、住所、大字須恵114番地13、氏名、東郷行美、生年月日、昭和26年10月13日生まれ、任期が平成28年1月1日から平成30年12月31日でございますが、現人権擁護委員である、東郷行美氏が1期目でありまして、2期目再任をお願いするものでございます。経歴については、次ページに載せております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月9日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午後0時04分散会

平成27年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成27年9月9日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成27年9月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	理事(事業統括)	安川 敏幸
理事(会計管理者)	稲永 修司	総務課長	今泉 俊裕
まちづくり課長	櫻木 幹夫	住民課長	満行 誠
税務課長	梅野 猛	健康福祉課長	小林 はつみ
都市整備課長	安河内 久人	地域振興課長	安河内 隆
上下水道課長	石井 浩二	子ども教育課長	御手洗 文生
社会教育課長	川津 政文	税務課参事	甲能 裕和
総務課課長補佐	平山 幸治	監査委員	百田 清二

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

きょうは、8人と多めの一般質問者でございます。議員各位の活発なる質疑応答をお願いしたいと思っております。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。議席番号1番、児玉 求です。これより一般質問を始めます。

子ども医療費助成拡充を中学3年生卒業まで医療費を無料に。

また、チャイルド・プア問題での講演会を須恵町主催で開催をの2問となります。

資料を配っております。A3版の福岡県子ども医療助成制度の資料を参照にしてください。

県は8月4日の県議会厚生労働環境委員会で、来年10月より現行未就学児対象の医療費助成を小学6年生までに拡充すると発表をいたしました。所得制限を設定した上で、自己負担の上限を通院月額1,200円、入院月額3,500円とする一方、3歳就学前の通院、自己負担額を現行月額600円から800円に引き上げを決定いたしました。

6月定例会で、一般質問で中嶋町長は「県が決定すれば可能になるかもしれない」と答弁されました。県の決定を受けて、就学前園児913人、小学校児童1,784人、中学生792人、県の補助が小学6年生まで50%であれば、その軽減分を使えば中学3年生卒業までの医療費無料化は実現できると思われれます。糟屋郡医師会も要望されております。

糟屋地区市町長会、また糟屋中南部6町、須恵町、粕屋町、篠栗町、宇美町、志免町、久山町で検討されてきた議案です。

県が決定しましたので、ぜひ中学3年生卒業までの医療費無料化を、糟屋地区足並みをそろえて、中嶋町長の熱意で実現していただきたい。中嶋町長の決意をお聞かせください。これが1問でございます。

それと、チャイルド・プア問題での講演会を須恵町主催で開催を。

8月3日から4日に開催された第一回市町村議会議員特別セミナーに7名で参加しました。NHK報道ディレクター新井直之氏によると、子どもの相対的貧困率は16.3%で、6人に1人、全国で約300万人。例えば3人世帯で手取り年収211万円、ひとり世帯では122万円を下回る世帯の割合とのことです。

子どもにとって、学ぶ・遊ぶ・医療を受けるなど当たり前の生活が難しい状態であります。最も深刻なのは、ひとり親家庭の貧困率は54.6%、OECD先進諸国でワーストです。特に、母子家庭、背景に女性の貧困、母子世帯数は2011年、123万世帯、子どものいる世帯の8世帯に1世帯の割合です。背景に、3組に1組が離婚、親権は母親が8割を持ちます。

母子世帯の平均年収手取りは179万円、一般世帯年収450万円の4割以下です。母子世帯の8割が就労をしております。しかし、半数が貧困です。就労世帯の5割がパート、アルバイト。養育費の支払い率は、これは元夫からですが2割。

現在の貧困の特徴、離婚でシングルマザーになり、非正規の仕事をかけ持ちでも低収入。子育ての両立が困難、ストレスから精神疾患等体を壊す。医療費の負担増になります。そのため車を手放し、仕事や子育てに支障が出ます。一つの不運が次の不運を呼び、貧困からはい上がれなくなる。

子どもの貧困の実態は、給食が唯一の食事だと。遠足に行けない、虫歯やけがの治療ができない小学生。2年間の車上生活で学習が遅れる中学生。社会から孤立して生きる希望を失う高校生。経済的理由で母親を失い、自立できない19歳。何が問題か経済的貧困にとどまらない心の貧困。自己肯定感、自尊心の欠如、継続する気力や将来の夢を持ってない、こういうことで孤独から早期結婚、妊娠、離婚、これが貧困の連鎖が続くわけであります。

何が問題か、教育と福祉、地域をつなぐ役割が必要。国の対策は、「生活困窮者自立支援法」2015年4月施行されました。生活保護費を切り下げ、2015年4月までに段階的に670億円の削減がされます。求められる対策は、現金による支援、奨学金の充実、児童扶養手当等の見直し、また現物サービスによる支援、保育サービスの充実、学校への支援。

チャイルド・プア対策は、どのような日本社会を理想的に制度設計していくか、子どものいる家庭への法的支出、国際的にも低いわけです。子どもの貧困は、自己責任論だけでは解決できません。平等に教育を受けられる権利を保障すること。まず、現状を知り、町民一体となって誰かが助けてくれるような社会、働けば報われる社会、子どもを安心して生み、育てられるような社会へ、新井直之氏の講演会はその道しるべになると思っております。町主催で講演会を、中嶋町長の答弁をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをします。まず、子ども医療費の助成拡充をということでございますが、前回の議会で質問されたわけでございますが、町長会としては、昨年12月ぐらいからこの検討に入ったわけでございますが、一覧表を見ていただくとわかりますように、糟屋郡は足並みをそろえて県の制度よりも一歩進んだ形でやってきておったわけですが、なぜ糟屋郡が統一

するかといいますと、須恵町の人がいわゆる須恵町で医療機関にかかるわけではないわけです。粕屋町であったり志免町であったり。そうすると、医療機関も大変なことです。志免町はゼロ円、須恵町は負担を取る。そういうことではできないから、糟屋郡で統一して話し合いをしましょうというのが、町長会でその料金を統一する目的にということになっておるわけでございます。だから町長会で話しておるわけでございます。

通常なら、その町の町長が独自で考えればいいことですが、本町においては町が範囲も狭いし、よその町の医療機関にかかる率が高いということから、郡の町長会で統一した料金を設定しようということにしておるわけです。ただ、新宮町だけは、いわゆる北部の方で福岡市と古賀市との間にあって、古賀市あるいは福岡市を見ながらやらなければならないということで、あまり糟屋郡との統一の料金設定、そういうものは影響ないわけでございますので、中南部6町が話し合いをしてということですが。

御存じのように10月が粕屋町の町長選挙でございまして、公約としても医療費の件が上げられておりましたので、まあ、現在そっとしておるといふかそういうことですが、7月の町長会で再度この件の話し合いをしたわけですが、糟屋郡においては県の制度よりも一歩進んだ形で行っておりますので、中学3年までの医療費を、とりあえずは入院に限ってということですが、無料化をしていこうと、負担金は取りますけれども、そういうふうな結論といふか話し合いの方向性は出しておるわけですが、最終的にそれぞれの町が財政的にできるのかできないのか、あるいはどの程度費用がかさむのかということを考えて、選挙後、選挙中を含めて、それぞれの担当者の方で話し合いをしていただくということで結論づけておるわけでございます。

就学前から小学校6年まで、その助成制度があるからそれを充てればと簡単に言われますけれども、ただ、小学校まで上げるだけで2,700万円ぐらい自己負担が増えてくるわけでございます。単に補助金をそれに回せば、それで済むことならば、それは誰でもやるわけでございますけれども、できないということで、たったそれだけを上げるだけで2,700万円から違うわけでございます。

それを中学校まで、また引き上げるわけでございますから、当然、3,000万円、5,000万円という金が各町の新たな負担となるわけでございますので、そういったことで、財政的に対応できるのかということを担当者会で話し合いをしていただいて、そして方向性をつけるということでございます。

それから、もう一つのチャイルド・プアの問題でございしますが、これは制度的にも額的にも十分かどうかわかりませんが、生活保護法の6条とか、あるいは要保護、準要保護というような、特に、義務教育に通う子ども達については、国の特別の援助があつておるわけでございます。

大体一人当たり平均しますと5万円程度ぐらいが国からの助成になっておるわけですが、今、言われましたように、大体、生活困窮、要保護、準要保護者の数が本町でも、484名おってあるわけですが、これにかかる費用が2,500万円程度、本町としてもそういう人たちに助成をしていると。

全児童の18.8%の人たちが、いわゆるチャイルド・プアといわれる人たちで、この人たちについては国の制度、あるいはプラス町が特別に、また助成を行っているというような状況でございますが、いわゆる制度そのものとして、須恵町においては児童生徒の就学援助規則によって該当する要保護及び準要保護、いわゆる生活保護に準ずる世帯を準要保護といたしますが、通学用品、給食費、新入学児童に対する学用品等の助成を行っておるところでございますが、経済的に苦しい家庭については、それなりの国からの制度あるいは助成そういうものがあるわけですが、これが十分ではないと言われれば、十分にするための運動を国に働きかけをするというのが当然であろうと思えますし、私は、そういう制度そのものを須恵町の町主催で講演会を開いて何になるのかなあという気持ちを持っております。

いわゆる働いてその人の収入を得るわけでございますので、これは国を挙げて、非正規雇用の人たちの生活、収入が少ないというその制度を、やはり政府がそのことを上げていくということをやらないと、うちの町でやったところで、うちの町の経営者はそれをわかったということで、若干上げるかもわかりません。ほとんどの8割以上の人たちはよそに働いておるわけでございますが、須恵町でこのチャイルド・プアの問題の講演会を開いたところで何になるかと。

それよりも、私は質問の内容は毒親の方の質問だろうというふうに思ったわけでございます。これについて、毒親というのは、いわゆる親の権利・義務を放棄すると、あるいは過干渉になる、もう逐一子どもに何とかかんとかと言うて、いわゆる家庭内暴力的な言葉を発したり、いろいろして子どもを過干渉する。あるいは親の義務を放棄して、食事も与えないとか、そういうふうな状況であれば、これは人権週間とか何とか、PTAあるいは育成会あたりをお願いをして、そういうところで講演会を開いていただくということならば、私は賛同しますが、この制度そのものに対して、須恵町で講演を開いて何の意味があるかということをお願いしたいというふうに思っております。

これは国の制度で、国がきちんとしてもらわないと、その制度が十分ではないということになれば、国に何らかの形で働きかけをしていくということが大事なことはなかろうかというふうに思っております。

特に、医療費にしても2,700万円から負担が増えてくるわけです。そうしますと、もう須恵町で入ってくるのは課税した額、いろいろこの人は幾ら、この人は幾ら、これが100%入ってきたとしても苦しい状況であるわけでございます。

それが、現在でも合同審査の中で税務課長が申し出ておりましたけれども、収納対策を計画してやっていますよと、それも対費用効果を見ましても、残業代がかさむとかそれ以上のものは取られてこない。要するに取るために係る費用も同じようにかかっているわけでございまして、税収は数字的には増えていきますけれども、支出の部分も出ていくという状況になって、やはりお互いに権利・義務を遂行していけば、こういった問題については簡単にとすることはありませんけれども、十分にそれは聞き入れる耳は持っているわけでございまして、なかなかそうはいかない、財政的に。

特に、宇美町、隣の町のことを言うと失礼でありますけれども、宇美町においても待機児童の問題、幼児保育所をつくらないといかん。あるいは庁舎が耐震構造になっていない、庁舎を建てなければならないとか、そういう問題。篠栗町においても、耐震化できていないということで庁舎を建設しなければならない。あるいは新宮町においては、人口急増で非常によくなってきているという状況でございまして、いわゆる中学校が1校、小学校が2校、昔は1校建てするのに30億円でよかったです、今は50億円、2つをしますと100億円、土地の購入については国の補助制度はありませんので、ほとんどが自前のお金でしていかなければならないという投資がかかってくる。そういった中で、それぞれ裕福であるような数字は出ておりますけれども、その町、その町では苦しい状況にあるわけでございます。

そういったことを糟屋郡の町長会では忌憚のないところで話し合いをして、じゃ、どの辺までができるのかということを通じ、先ほど言いましたように、須恵町の子ども達が篠栗に行ったり志免に行ったり、粕屋といった病院に行くわけですので、それを統一させるための最低の限度、これを引こうというのが町長会の役目でございまして、この制度そのものに町長会がどうするかどうかということではありません。

それは、一人一人その町の町長として町長が考えるべきことですが、医師会等の話し合いの中でも、統一をして欲しいということでございますので、その最大限のところまで伸ばそうと、引き上げようというのが町長会でやる役割でございまして、町長会の会長だからリーダーシップをとってという質問については、私はそういうことでは答えられないと、それぞれ町の長として、町民のために頑張っていると思いますので、それについては、私からどうだということではないわけでございます。

以上でございます。あとは再質問でお答えしたいと思います。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 今の町長のお話で、まず、予算、まあ、財源がないというふうにおっしゃいました。国のほうが、何でも使ってもいいという予算ではございませんが、2億4,000万円の補助、それがあります。それと、財政調整基金もございます。

私といたしましては、その足並みをそろえるというのはもちろんでございますけども、先陣を切ると申しますか、一歩前に進むということに関しては、やはり町長会の会長でおられるわけですので、ぜひ前向きにリードしていただきたいと思っております。

下のレベルといいますか、糟屋郡のほかの自治体に比べてこの助成については前進しているわけですが、もっと前進している自治体も非常にあります。ここで見ていただきますとそれはどういうことかと言いますと、やはりその町の町長の思惑と申しますか、その考え方、または議会の考え方がより町民に向くと、町民の生活をどう支えていくかというところに尽きるんじゃないかと思えます。

そこをひとつお願いしたいという点と、このチャイルド・プアの問題は、非常に重要な問題でありまして、国の政策がもちろんそうではありますが、国の予算内であるそのことばかりであれば、やはり町の機能としてはいかなるものかと。地方からもやはり県なり国なり改善すべきことを指摘すると、そういう立場も必要じゃないかと思えます。

町の自治を、県の言われるまま、国の言われるままでやっていけば、それは県の補助機関であってもできる問題じゃないかと思えます。やはり基本は町民の生活をどう安定させて、住みやすい町にするかとそういうことを考えていただきたいと、私はそういうふうに思っております。町長の答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 誰でも安定して生活していく、誰でも望むことであって、その人の努力があって、努力の足りなさもあつたりするわけですね。それがみんな同じレベルで、共産主義社会ならそれはなるかもわかりませんよ。それでも、中国あたりは、あれだけ70人も粛清されておるわけですよ、北朝鮮あたりでも中国でも幹部どころ、汚職がものすごい数ですよ中国は、共産主義の中で。そういう、いわゆる同じレベルにするということは不可能でしょう、まずは。

それと、今言われましたけど、財政力がそれぞれの町にあるわけですよ。財政力が豊かなところは十分やっていっていいわけですよ。ただ、糟屋郡は通院するために、よその町に行くから統一しようと、それで延ばされる。

例えば志免町であれば、極端に言えば中学校まで入院も通院も無料でできるかもわかりません。それが、宇美町ができないということであれば、その最低限でできるところまで引き上げよう。だから、県の制度より一歩進んだ形の制度を設けてやっておるわけでございます。制度そのもので抑えるならば、それは、今言われたように、県がやれ言うたから町村もやりなさいということと同じことです。それぞれの町が努力をして、県の制度よりも一歩進んだ形の制度を考えようとしてやっておるわけです。それには財政が影響するわけですよ。

財政というのは、今、財政調整基金があるからと簡単に言われましたけど、そんな簡単なこと

じゃないですよ。平成17年度から22年度、古い議員さんたちはおわかりと思いますけれども、いわゆる小泉・竹中政権のときに合併の特例法が延長されたときに、合併を進めさせようということで国の制度として、我々地方交付税も24億円ぐらいありましたけど、17億円まで下げられたんですよ。その1億円を稼ぐのにどれだけ苦勞をするですか。だから町有地を売って、基金をまずためなければならぬと、合併になるときに持参金として、嫁入り道具としてお金を持つておかないといかんということで、ためてやっと今28億円ですよ。

私が就任したときに24億円でした。それが今、28億円まで、大体28億円持つておけば、掛ける3倍の90億円ぐらいの仕事ができますよというだけの話であって、しかし、この基金をためるのは大変なことなんですよ。

だから、当初予算でも昨年も4億円ぐらい基金から取り崩して一般会計に入れようという、財源がないからそういう制度をとっておるわけですよ。そして、国保医療とかに繰り出さなければならぬ。それが返ってくる昨年は、特に医療費が安かったから1億5,000万円ぐらい返ってきた。それによってやっと息ついているわけですよ。

お金をつくるというのはどれだけ大変なのか、今言われるチャイルド・プアの問題でも同じことでしょう。親が働いて高給を取りたいけれども、取れる職場がないわけでしょう。私どももそうなんです、須恵町も、何で稼ぐんですかこれを。

福岡市とか東京都であれば、稼ぐのはいっぱいありますよ、稼ぐ手段がないから苦しんでおるわけじゃないですか。それは議員としては当然知っておくべきことでしょう。どれだけ町民の皆さん、議員の皆さん、職員が骨折ってこの5年間に17億円、もう来年度の23年度の予算が立てられないという状況・危機感にあったわけですよ。それを乗り越えてやっとこの28億円を、財政調整基金があるからって、こげな暴言的なことを言われると、私はもう頭に來ますね。そういうことじゃないですよ。

それと、先陣を切ると、先陣を切るとか切らないとか、糟屋郡の町長が競争しているわけじゃないですよ。ある面ではいい競争をしていますけど、協調するところは協調する、それは医師会に便宜がいいように協調しようと、お互いにしてあげましょうというようなことをしていますが、じゃ、志免町と須恵町と宇美町でそれぞれ争いをしていく、昔はありました確かに。志免が何をつくったからうちは何をつくるのかっていうことがありました。そういうことじゃないわけで、小さな町ですよ。

うちが16.33と言いましたが16.31ぐらいに今、面積が狭くなりましたけども、そういう中で、志免町は8平方キロメートル、粕屋町は14、糟屋中南部を合わせたって今、合併したところ町の一つの面積もないぐらいですよ。その中で幾つもあるわけじゃないですか。糟屋郡というのは特別に恵まれているところですよ。

だから、医療費の問題にしても、要するに受診者数は余り高くはないわけです。しかし、受診料というのになると高度医療が近くにありますので、物すごく医療費が高い、受診率ということになりますと田川、筑豊のほうがものすごく高いんですよ。しかし、高度医療機関の病院がないから医療費は60万とかなんとか、そうしたらこの福岡近郊都市圏については、80万とか120万円とか、えらい高い医療費になって来てる。

それぞれの町の独自の条件というのがあるわけで、そのために1,700からの市町村があるわけでしょう。国でそれがやってくれるなら国一つで、1本で市町村も県もいりませんということになっていきましょーけど。

だから、今、道州制の話が出ておりますけども、町村はそういうことじゃないと、やっぱりきめ細かい行政サービスをしていくためには、やっぱり町村というのは残すべきだということ。特に、何年か前の八女のほうの大水害が起きましたが、あれは、確かに自然災害が起きますけども、あとは人災ですよ。それぞれ昔の八女村とか八女町とかいろいろそういう町があつておれば、即対応していますよ。そこに地元の業者の方もあつてあつて、しかし、今は地元の業者もおっていない。久留米市になって、久留米市の大きな業者だけしかない。その人たちが加勢をしない。

うちであれば、6業者とか7業者土木業者はおりますよ。雨が降ったら業者が走ってきますよ、まず役場に。そして、自分がしている職場を、まず対応します。そしてほかに、何かないですかと、我々手足は持ちませんので、その地元の須恵町の土木組合の人たちが対応してやってくれておるわけですよ。それが、いわゆる大きな町になっていくと、そういうきめ細かさがなくなっていく、そのことによって大きな水害に発展していったわけでございますよ。

そういうことを含めて言いますように、私がどうだこうだとかそうじゃなくて、みんな一所懸命やっておるわけで、そして一所懸命してきたことを簡単に、それを取り崩せば済む的なことを言われると、私は立腹するということでございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 私が申し上げました財政調整基金が、町長のほうでは3倍くらいためていろいろしたいというふうにおっしゃいましたが。

○町長（中嶋 裕史） 3倍ぐらいためてじゃない。基金があつたら3倍ぐらいの仕事ができると言ったんですよ。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと言葉を訂正いたします。それはよくわかるわけですが、今のほうで補助が2億4,000万円、補助も出ております。私はやる心構えだと、そういうふうに思っております。

そして、足並みをそろえると言われてはいるわけですが、足並みをそろえる、その前に一歩進む

と、そういう一番下の自治体の条件、まあ、各自治体でいろいろ財政事情はあるとは思いますが、それを基準じゃなくてより進んだ形で、県のほうもこの医療費についてようやく腰を上げた。ほかのことに関しましては、非常に福岡県はいろいろな住民福祉に遅れておるわけですね。

そういう中で、私は町長に申し上げたいのは、一番下の水準をベースにするんじゃなくて引き上げる、そういう前向きな姿勢をリードしていただきたいと。よりそれを求めたいと思っております。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 最低限、だから話し合いをしている糟屋郡では、県がやりよるよりもプラスアルファの中学3年までに引き延ばすという方向で、今、担当者会に提案をしていますという話をしたじゃないですか。一番最低のところでもまとめようとかということではないわけでしょうが。

今でもそうですよ。就学前が6年生まで延長しているのは糟屋郡じゃないですか。何も下のレベルにそろえようという話は何もしていないですよ。上のレベルでしておるわけじゃないですか。

それと、医療費についても、今まで町の予算の3分の1、国にしても今92兆円ですが、だから30兆円ぐらいが医療費にかかるもので支援したとか、今50兆円になっているわけです、半分ですよ。昔は3分の1が医療費にかかる、医療費とかそういうものがどんどん膨れ上がっていったおるわけです。

だから国としても、どこかで抑えなければならないという話を今しておるわけでございますけれども、しかし、言うようにやっぱり無医村的な、きょうもテレビで朝あっておりましたけれども群馬県、そこでは要するに救急医療あたりが手薄になっていると、医師の数も日本で一番少ないというようなワーストであるということから、個人の人が救急病院を2億ぐらいの借金をしてやるという話をしておりますが。

だから、2億4,000万の景気対策債の交付金ですけども、それがあから何でも使えるわけじゃないんですよ。計画をして、景気対策に伴うものとして使うわけですよ。だから2億4,000万円入ってきたから勝手に医療費に回せと、そげんなことじゃないんですよ。それを理解してくださいよ。それを理解もせずに、一般質問というのは情けないですよ、私としては。何にでも使える2億4,000万円、ポンとほらというてくれたとなら別ですけど、それは計画書をそれぞれみんなが作成をして、そして2億4,000万円をできるだけ満額もらおうという努力をしておるわけでございます、職員は。

以上です。

○議長（三角 良人） 以上で、児玉議員の質問を終わります。

○議長（三角 良人） 2番、世利孝志議員。

○議員（2番 世利 孝志） おはようございます。ちょっと初めての一般質問で少々緊張しておりますけども、一所懸命頑張りたいと思います。

本日は、「児童数変化に伴う学校体制の見直しは」ということで、教育長さんにお尋ねしたいと思います。

昨今、マンション等の増加、住宅団地の開発等により若い世代層の転入者が急激に増え、それに伴い年少人口が増加傾向にあります。今後5年間の推計的に見ても明らかでございます。

そこで、1つ目ですけれども、児童数変化に伴う各小学校の学校体制についてお尋ねします。

2つ目、特に、第二小学校においては、26年度から新しく4クラスが増築されましたが、来年度、現状の教室では、今度入学者がかなり多いため、来年度現状の教室では、不足するのではと思われます。その対策についてお尋ねしたいと思います。

3つ目、また、これは第二小学校ですね、来年度以降も入学予定者が増え続ける傾向にあり、そのことで不安に思われる保護者も少なくはありません。今後、増築あるいは校区再編を含めどのようにお考えか、教育長にお尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） お答えいたします。まず、町の人口についてでございますが、須恵町の人口の伸び率は穏やかではありますが、徐々にふえていることは御承知のことでございます。糟屋地区におきましても、久山町、宇美町を除き、福岡市に隣接した住宅都市として人口流入が続いている状態です。その中で、須恵町は他町と比べると、土地の価格が若干安うございますので、これからの生活を開始する若手世代のお父さん、お母さん方にとっては好条件であると考えます。

そして、何より須恵町のまちづくりの根幹は、教育を基盤に据えたまちづくりであります。これから子どもを育てていく親にとって、ゼロ歳から15歳までの保育、幼稚園、小学校、中学校の連動した切れ目のない子育て支援・教育支援については、どの市町よりも早期に取り組み、それぞれの段階にあった支援事業を展開しております。こういった取り組みがあつて、須恵町を目指し転入される方々が増えているのではないかと推察するところでございます。

さて、お尋ねの小学校の現状でございますが、全小学校の児童数が平成27年5月の数値であります。1,791人、その内訳としまして、第一小学校が635人で、全体の35.4%、第二小学校の児童数が784人で、43.8%、第三小学校の児童数が372人で、20.8%となります。

特に、第二小学校区におきましては、宅地開発により住宅が増えおり、今後まだ伸びる傾向にあり、議員が御指摘のとおり教室が不足する事態が生じる可能性があります。そのため、学校と協議を重ね対策を講じているところです。現在、今後改修して普通教室として使用可能な教室は31教室あります。

第二小学校の、現在使用している教室が29教室であるので、余裕教室は2教室となります。来年入学する子どもの人数は、予定であります145人で5クラスとなる予定です。全クラスは、1クラス増えて30クラスとなり、来年度のクラスの数に対応した教室は確保できることとなります。

問題となるのは、平成28年度以降の人口動態によっては、教室を増やさなければならない状況ができること。特別教室が不足していること等を考えると、増築等の建設を視野に入れなければならない状況が発生するということになります。今後、児童数の推移を見ながら、検討していきたいと考えておるところでございます。

また、小学校区再編成につきましては、どの小学校も教室に余裕があるわけではなく、また、今後の人口増加等を考えますと、再編成した場合、また数年後には再編するという繰り返しになるのではないかと懸念しているところでもあります。

このような事態を避けるために、新学校体制についてこれから十分検討していきたいと思っております。議員各位におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） ちょっと今、質問と教育長の答弁で、ちょっと、私、数字が合っていないのか、あれなんですけれども、まあ、一小、三小については要するに現状の今の教室で大丈夫と。

第二小学校については、不足するのは間違いないと思うんですけども、これから推移的にはわかりませんが、今、1年生については35人学級になるわけございまして、ちょっと私の調べた中じゃ、来年度は推計じゃなくて、今の住民票のある数字なんですけども、大体146名ぐらい。それが、若干出ていく人があるとは思いますが、入ってくる人もおるから、まあ、そこら辺はちょっとわかりませんが、再来年上がってくる者については138人、ずっと過去3歳児まであたりは152名、第二小学校区にはおるわけございまして、そこ辺が変わる可能性もあるかもわかりませんが、もちろんその時期が来てどうしようということじゃ、もう遅いわけございまして、もう前もってそういう準備だけはしておかにかんじかないかなど。増築にするか再編するか。

できるだけ私は、再編というのは避けてもらいたいと思うんですけども、それでどうしても教室が足らなければ、現状の中でやれないわけです、当然、増築ちゅうのも考えていかないか

んのだから。そのことをちょっと一小、三小については現状でいいということでしょうが、二小についての問題がちょっと私が来年度、また、それ以降も踏まえての考え方、それをお願いしたいというふうに思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 教育長が答えましたように、5クラスになって、1クラスが近々では不足すると。最終的には2クラスが不足をする。それは転用、今、特別教室、養護教室として扱っているものを転用すれば間に合うということ、教育長が答弁をしたわけでございまして。

今の人口推計の中では、事足りるということになっておりますけれども、まあ、いろいろと問題がありますから、それは人口の推移というのは常に見ながら、1年前あるいは1年半前にそういうことを考えなければ、子ども達がいわゆる教室がないという状況が起こりますので、それは十分配慮しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） わかりました。2クラスを転用するというで考えていただけるんですけども、今、第二小学校をずっと見ていって、必要のあるところばかりを特別教室でもあるわけですね。特に、1階の和室とかが転用とかなれば、あそこは御存じのとおり、現在、PTAの活動の場として幅広く利用されてありますので、それに代わるどこかちゅうのもなかなかないような気持ちもありますので、そこ辺も含めて検討いただきたいということと。

もう一応、最後に閉めますけども、子どもの数が増えるということは、本当の町にとっても大変喜ばしいとも思います。その分、学校運営も本当に大変だと思いますけども、今後とも健全な学校運営について、よろしく願いいたしまして、私の質問といたします。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時とします。

休憩に入ります。

午前9時53分休憩

午前9時59分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、白水勝元議員。

○議員（3番 白水 勝元） おはようございます。議席番号3番、白水勝元です。

私は、須恵町内、旧産炭地区の空き家対策についてお伺いいたします。

昭和39年、国鉄志免鉱業所の閉山に伴い社宅がその社員に払い下げられました。その社宅の多くは、4軒が1軒の長屋になっていました。つまり4世帯が一つの長屋に住んでいました。現在は、その大半が切り離され、戸建て住宅になっています。しかし、少数ですが旧社宅は今も残っています。

旧社宅は、私の生まれる以前から建っており、70年以上は経過していると思われます。その状況を見ますと、長屋の両側は戸建て住宅となり、真ん中だけ切り離された旧社宅が残っていたり、長屋のままで個別に少しのリフォームはされていますが、真ん中は空き家といったものとさまざまです。

ことし5月下旬から空き家対策特別措置法の施行に伴い、産炭地に限らずですが、古い建物は一定の条件を満たせば、町の権限で解体が可能となりました。特に、旧産炭地の社宅は1軒あたりの土地が50坪前後と狭く、その転売や活用が困難なものが多々あります。すなわち町の権限で解体するとしても、その解体費用の回収や空き地の活用に何らかの方策を見出せないと、町の財政に大きな負担となる恐れがあり、これら地区の活性化は望めません。

旧産炭地の空き家対策で、1つ、町がこれらの空き家対策について、現状をどのように取り組まれていますでしょうか。

2つ、解体費用の回収など、現状の問題点は何でしょうか。

3つ、現状の問題点を踏まえて、これから5年間程度で対応しようと計画されていることはありますか。

4つ、10年から15年の中長期的な対策ビジョンはお持ちでしょうか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えいたします。この件については、本町は特にですが、全国的に非常に頭の痛いところがございます。そのことによって法の施行がされたわけがございます。ある程度、現状と将来像について詳しく説明したいというふうに思っております。

空き家対策につきましては、平成26年の12月の定例会でも申し上げたところがございますけれども、まず、空き家に対する取り組みでございますが、昨年6月の区長会で、管理不良状態の空き家の調査を行ったところでございます。ことし8月末時点で67件の報告がっております。

この空き家の状態を4段階に区別をいたしております。いわゆる経過観察が必要であると、それから老朽化が進行している、倒壊の恐れがある、一部倒壊しているというふうに分類いたしまして、そのうちひどいところ3、4に該当する36件について、所有者を割り出したところですが、36件のうち25件が判明をいたしました。指導通知を送付いたしまして、その結果、本年8月末現在で10件が解体されました。

議員、申されますように、本年5月に空き屋対策の推進に関する特別措置法、特措法が成立したわけでございます。この空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家の中で特定空き家を指定いたしております。この特定空き家に対しましては、指導、助言、勧告、命令、行政代執行を行うことができると定められております。まあ、画期的な法律として期待をしておったところではありますが。

法律の内容を詳しく見てみますと、議員お尋ねの旧国鉄の長屋については、建築基準法上1つの建物として見るということをごさいます、長屋の一部が倒壊しておっても、それ一帯が1つの建物ということでいわゆるこの法律の対象にはならないというふうなことでございまして、特に、旧産炭地と言われる筑豊とか我々のところについては、ちょっと期待外れであったなあということを感じておるところでございます。

そういうようなことから、特に、産炭地5地区ぐらいあるんですけども、福岡県についてはそういった市町村を中心にして、福岡県空き家対策連絡協議会というものをつくって検討しているところでございます。従いまして、分離されていない旧国鉄の長屋につきましては、この法律の対象外というふうなことでございまして、空き家の所有者に対し、指導、改善を促しているところでございますが、しかしながら、所有者が確認できないというケースがあるわけでございまして、先ほど言われましたように、建築後70年、閉山後40年ということになってございまして、もう相続人の問題あるいはその所有者が亡くなられて相続もされていないということで、非常に今の所有すべき人の追跡が難しいという状況になっております。

そして、また相続を拒否すると、いわゆる真ん中で50坪といったらどうしようもないわけでごさいます、特に、志免炭鉱については、前の道の部分を共有にしておるのが、また最大の弱点でございまして、下水道等においても、いわゆる共有の人たちの全ての同意を得ながらやっつかないかと、そういう問題があったんですけども、途中、長屋で所有者がわからないと、じゃ、下水道引かれないんじゃないかということで、それについては職権というか、超法規的な措置として下水道については引かせていただいたという経緯があるわけでございまして、いずれにいたしましても、問題解決についてはまだまだハードルが高い、厳しい状況にあるということでございます。今後とも、法律と条例の範囲内におきまして対応していきたいと思っております。

また、法律に基づきます空き家等対策計画の策定、あるいは市町村協議会の設定等これから進めていかなければならないことがあります。現在、福岡県空き家対策連絡協議会におきまして参加市町村の現状の集約、あるいは空き家等対策計画等のひな形の策定など、部会を組織し進めることに決定いたしております。

今後も、関係市町村と連携を進めながら考えていきたいと思っておりますが、今後の長期的な対策、施策のビジョンでございますが、昨年、「まち・ひと・しごと創生法」という、いわゆる地方創生法というものが施行されたわけでございますが、国の長期ビジョン総合戦略が示されたところでございますが、現在、国が掲げております「まち・ひと・しごと」の創生総合戦略に基づきまして、須恵町におきましては地方版総合戦略の作成を進めているところでございます。

御質問の長期的な対策、施策につきましては、この戦略策定の中に大きく関わってくるというふうに思っております。まあ、20年後、30年後を見据えた、住みよいまちづくりを目指しまして、本町では産・官・学・勤・労・言といわれるいろいろな分野の人たちの代表者で構成しております町民会議というものをつくりまして、先日第1回目の会合を開かせていただきましたが、会長には松山総務建設産業委員長がなっております。協議をしながら、また、職員側は職員側として、そういう構成をつくっておりますので、あわせましていわゆるPDCA、プラン・ドゥ・チェック・アクションというようなことで、いわゆる計画をして、そして実行をし、そしてもう一回チェックをしてアクションを起こしていくというようなサイクルを繰り返しながら進めていこうというふうに思っております。

須恵町においては、その調査の中で持ち家の数が非常に多いという、他町に比べましてそういう安定した居住者が多いというデータも出ておるところでございます。まあ、本町におきましては、安心して暮らせる環境をつくるというアクションプランを立てまして、魅力ある住環境の形成、循環型の宅地活用による継続的な住宅供給実現のために、計画策定をその総合戦略の一環と一部分として、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） ありがとうございます。第1回町民会議がもう開かれたということを知りまして、ぜひ解体してできた空き地をどうするかとか、継ぎ足している土地を広げる方策とか、あるいは隣家に買い取ってもらうための施策とかいろいろあると思いますけども、また、深く全体をまとめて何らかの施設を設置するか、どうしても頭に汗をかいて考えていく必要があるのかなど。

先ほど町長も言われましたように、須恵町全体の活性化を見据えて西地区、特に、旧産炭地区の活性化も展望しつつ新たなビジョンを持って実施計画を策定されていかれることを望みます。

以上、質問を終わります。

○議長（三角 良人） 6番、田ノ上真議員。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。議席番号6番、田ノ上です。通告に従い質問をいたします。

前議会におきまして、人口減の問題に触れました。それは、日本は人口減時代を迎え、将来の人口予測において、一定の条件が当てはまる自治体は消滅の可能性があるというものでした。このレポートを提出した地方創生会議の全国地区町村別の将来人口推計によると、福岡県内においては、政令市の行政区を数えての72の自治体を、若年女性人口増加率なる指標で評価しています。

これによると、須恵町は10位に位置します。なかなかの好順位ですが、数値はマイナスです。プラスの数値を出しているのは、県内2町だけで3位以下はマイナスになっています。1位が粕屋町、2位が志免町です。全国評価でも、粕屋町が4位、志免町が8位です。これは率直に言わせて近隣町と差がつくのは残念なものでございます。

しかしながら、このようなレポートは所要の条件において評価したところの目安でございますので、とらわれ過ぎるのもよくないし、一つの考えと言えればそれまでです。ただ、現状、このレポートの影響を受けて国の政策が進んでいるところを見ると、いろいろと考えずにいられないものでございます。

地域の発展について、さまざまな要因を上げることができるのですが、インフラの整備状況に相関関係があると思われます。特に、交通の利便性は住みやすい生活環境を提供し、産業・経済の発展を促す重要な要素です。一番の例がスマートインターではないでしょうか。開通以来、須恵町が交通の要衝というところと大きく言い過ぎかもしれませんが、そのようになりつつあると感じます。スマートインターを持ってきたのは、執行部の大きな功績であり、大いなる称賛を惜しまない思いでございます。

先ほどのレポートの結果を交通面から見ると、粕屋、志免の2町は福岡市に隣接しているところに優位があるという点に尽きるのではないのか。そこで、須恵町としては福岡市中心部にアクセスする東西移動の円滑化を戦略的に進めていくことが重要になります。

須恵町の交通インフラに関して考えるとき、町内を南北に縦貫する香椎線と九州自動車道の存在は、よくも悪くも大きな存在です。それは、皆様周知のとおりではありますが、この2つが交通の大動脈である反面、東西に長い須恵町の町域を、その東西に真っ二つに割る存在だからでござ

ございます。

須恵町の西方に位置する福岡市の中心部を意識したとき、香椎線が妨げている須恵町の東西移動を円滑にできれば、須恵町の交通事情の大きな部分が改善されると考える次第でございます。香椎線の踏切は須恵町内に11カ所あります。粕屋町、宇美町の隣接する2カ所を入れると、生活圏に13カ所の踏切を数えます。この付近には、要整備と思われる箇所が多く、改善されることが望まれます。

主な箇所について申し上げます。まず、須恵駅横の甲植木1号踏切です。いつも車で走っていると思うのですが、例えば須恵から乙植木方向に走っているとして、線路と平行に走る路線から右折して、甲植木1号踏切に入ろうとする車両が、降りた遮断機に阻まれ、数台渋滞しているときがあります。さらにこのとき対向する車両も左折待ちで遮断機に阻まれ、数台渋滞している場合があります。なお、この状態で互いに直進する車両があると、大変複雑で見通しの悪い交通状況になり、しばしば危険です。ここは、甲植木側から踏切を渡って右折ないし左折するときも、踏切幅が十分ではないので、進入する車両があると通りにくいものです。考えるに、道路幅から見ても容易に車線を増やせそうもなく、交通量を考えると、信号機の設置も難しいのではないかと。また、設置するとかえって渋滞を悪化させそうな気もいたします。

また、地域を変えて乙植木区寺浦等の一帯でございますが、ここは位置的には粕屋町になる若葉町踏切と、乙植木区内の購買店前1号踏切、購買店前2号踏切、公民館前踏切の4つの踏切によって、まちの中心部へのアクセスはもとより、福岡市中心部へのアクセスにも制約を受けていると感じます。

坂本交差点付近の公民館前踏切は、既に整備済みですが、交通量の多いところでは。他の踏切付近と町道の整備ができれば、地域の交通の便が改善されるのではないかと思います。また、この地域は高速道路のカルバートにも制限されています。人口増の地域でもあるので、速やかな対策が必要と思いますが、町内でもかなり難しい地域のようにございます。

須恵区には3つの踏切があります。現状や交通量などから考えると、整備の優先度は今のところ低いと思いますが、致命的なことに、この3つの踏切の名称に問題があります。それは須恵駅に近いほうから、下須恵1号踏切と称し、以下3号までとなっています。この地域は須恵区であり下須恵との呼称は地元では受け入れられないものです。私自身、須恵区に生まれ育った身として、これはいかがなものかと思えます。多分、国鉄時代から引き継いだ名称でしょうが、これはJRに対し誤った名称を指摘した上で、正しく改めていただく申し入れを願いたいものです。

須恵中央駅横の汐井掛踏切は、須恵町で最も渋滞する井尻線にかかっており、最も重要な改善箇所と言えますが、既に昨年12月議会での猪谷議員の質問に対し、詳細な答弁がございました。十分承知しておりますが、仮に状況の好転があれば、答弁で触れていただきたいと思います。

新原区の昭元町踏切については、新原区内で道路の通った踏切はここだけです。線路を渡る時は、車も人もここを通らざるを得ません。既に整備済みの箇所に見受けられますので、ここを改良するというよりも、もう1カ所、汐井掛踏切との中間くらいに、新たに踏切と道路を開設できれば、そこが生活道路として利用度もよくなり、昭元町踏切にかかる負担も軽減するかに思われます。

以上、踏切各所について語らせていただきましたが、周辺道路はともかく線路、踏切はJR九州の所有であり、企業の理解がないことには思うように進まないのは明らかです。香椎線は須恵町だけでなく、福岡市、粕屋町、宇美町も走っていますので、JRに事業を求めるなら福岡市や他町を巻き込むことも必要になるかもしれません。さらに、香椎線は赤字路線とも聞いておりますし、ことし3月からは駅も無人化されました。JRは営利企業なので、今の収支を基準に投資に踏み込めない可能性は大です。しかしながら、交通状況の改善は必要です。

先ほど来申しているように、須恵町の将来に直結していると考えからです。構想・戦略を立て、できるところから取り組み、時間をかけても進めていくべきだと思います。町長の御見解並びに現時点での計画・構想等をお持ちであれば、御披露いただきたいと思います。

○議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） お答えいたします。香椎線踏切付近の交通難解消をという御質問でございます。

踏切に関しましては、交通渋滞や踏切事故が発生する恐れがあるものを踏まえ、平成18年国土交通省において、全国の全踏切を対象にした踏切交通実態の総点検が行われております。

福岡県におきましては、緊急に対策の検討が必要とされた踏切65カ所が抽出され、踏切の改良促進法により法指定され、これらの踏切を優先して計画整備を行うこととされております。

本町においては、町内11カ所のうち新原踏切が昭元町の団地の近くにあり新原踏切でございますが、警報機、遮断機がない第4種踏切でございますので、警報機、遮断機が設置された第1種踏切に改良することが決定されております。これにつきましては、町も2分の1以上の負担を要求されているところでございます。

田ノ上議員の一般質問、通告にあります対策が、急及び要と記載された踏切について答弁させていただきますと、甲植木1号踏切、須恵駅に隣接した踏切でございますが、これにつきましては香椎線と並行してあります自歩道の整備にあわせ、狭隘であった踏切について拡幅工事を実施いたしております。侵入車両と直進車両の接点において、危険であるとの御指摘でございます。

この問題を解決するには、町道須恵・粕屋線と軌道敷間の距離を取り、通行車両の滞留場所を確保する必要があり、住宅地側へと道路を大きく改築しなければ解決対策となりませんが、多額の費用が見込まれることから、路面標示等注意喚起にて現状を対処していきたいと考えております。

す。

それから、須恵中央駅横の汐井掛踏切の渋滞緩和対策につきましては、県道筑紫野・古賀線改良計画に伴い、県道志免・須恵線の滞留長確保及び交差点信号処理による渋滞緩和対策を福岡県県土整備事務所に引き続き要望してまいります。

次に、要対策箇所の下須恵2号踏切及び粕屋町にあります若葉町踏切の離合困難につきましては、前後の道路においてスムーズとはいえないものの離合可能であり、見通しも悪くないと考えております。また、乙植木区の購買店前1号踏切につきましては、踏切に対し道路の接続角度が悪く、前後の道路幅員も狭いため、改良の必要性は高いと考えますが、踏切用地、道路用地の取得が必要でございます。

議員、御指摘のとおり未改良の箇所につきましては、道路幅員に対し、全ての踏切の幅員は狭くなっておるのが現状でございます。この踏切等を改良するとなれば、幅員確保とともに電気設備、軌道敷内の接続ブロック、緊急時の通信システム等高規格の設備が鉄道事業者から要求されること。

また、新設につきましては、基本的には鉄道事業者の考え、国の考えからいきますと、立体交差が基本として進めなければならないということで、これも町の現状を鉄道事業者側に御相談はしているんですけども、なかなかこの話に乗っていただけないところが現状でございます。

そういったことから、これらの費用は多額となり、全て町負担となることになっております。緊急性・安全性を慎重に精査、検討し、道路改良を含め計画していきたいと考えております。

また、踏切名称につきましては、地区名、字名、店舗施設名等で明示されておりますが、鉄道事業者によりますと、名称変更の協議について国の関係機関の届け出等、全て変更しなければならない。システム上の名称も変更しなければならないといったことから、各自自治体からも同じような要求はあっているというところではございますが、名称の変更は現在行っていないと、難しいということでございます。引き続き、議員が申されましたように、こういった事情がございますということも含めて要望をしていきたいと考えております。

私からの答弁は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、担当課長の方から詳しく説明したと思いますが、そのとおりでございます。いわゆるJRといえども旧国鉄の権威とか権力とかそういったものを持っておるわけで、国鉄時代分社化民営化したわけでございますが、何らそういった権威とかそういったものについては、民営化されておらないというのが状況です。

鉄道敷内の工事等についても、使う業者はマル特業者使いなさいと、そして高い。非常に高い工事費用、まあ、1割5分ぐらい、50%ぐらい高くなるというものでございますし、また、こ

ちから要望しても聞き入れない、分社化されておりながら全国という、いわゆる国鉄時代のことを言い出すわけです。全部やり直さないといかんというような。

特に、須恵川のところの須恵の踏切、あの遮断機、須恵駅についての遮断機をと言いましたら、今のところ下り、新原、宇美に行く方については、遮断機が降りないようになりましたけども、須恵中央駅についても駅についての時点で、柚須の踏切のように、一回遮断機を上げて、そこで車を行かせて、出発時点でまた遮断機を下して出発していくという方向をとすることを申し入れもしましたけども、それについてもいわゆる電車になればできるけども、ディーゼルではできないとかいうようなことで、非常に交渉に手間取ったり、ハードルが高いものがある、そして、それができたとしても地元負担というのがあるわけです。

中央駅をつくる時も約1億円でつくったわけですが、駅舎のホームと切符を切るところだけ、待合室から駐輪場、全部それは地元でせないかんということでございまして、JRに関するものについては非常に金がかかると、そして協議が進まないというのが現状でございます。

私どもが今考えているのは、先ほど言いました中央駅のところの35号線、いわゆる筑紫野・古賀線の拡幅に伴って、踏切から道路までが狭くなるということで、今1車線、途中2車線になるんですけども、それを最初から2車線の交差点横3車線にお願いしたいと、これは警察等にも協議しておりますし、またJR等にも、またお願いをせないかん状況であるわけですが、非常に交渉がややこしい、難しい状況にあるわけですが、だから、地元のいわゆる県会議員さんのお力を借りて、今、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 詳細な答弁をいただきました。まあ、JRのことに関しても大変難しい状況にあるということは、よく今の答弁で理解できたものでございます。それと、改良できるところはちゃんと手を入れて進めているという話に関しては、これまた心強いものを感じております。

何事も、一気呵成によるようなこういう問題ではございませんので、できるところから少しずつでも改善・改良に向けてやっていただけたら、町民の生活にも資するところが大きいのではないかと思います。今後の働きに期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 11番、原野敏彦議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 11番、原野敏彦でございます。今回の一般質問でございます。健康を維持するために運動機能の改善、推進しながらのトレーニングルームの開設をということで、御検討をお願いしたいということでございます。

厚生労働省は2014年度に、病気やけがの治療で全国の医療機関に支払われた医療費が、概算で約39兆9,556億円となり、12年連続で過去最高を更新したと発表いたしました。医療費全体にあたる国民医療費は、初めて40兆円を超えることが確実となりました。14年度は、前年度より約7,000億円増え、ただ、医療費は高齢化や医療技術の進歩で年々増え続けております。国の財政を圧迫している16年度の診療報酬改定医療費の効果が焦点となり、政府は健康づくりや病気の予防の取り組みを強化すると報告がございました。

因みに14年度の一人当たりの概算医療費は31万4,000円、これは13年度より6,000円増えております。75歳未満が21万4,000円だったのに対し、75歳以上は90万1,000円に上がっております。福岡県の概算医療費は1兆8,785億円であります。

先ほどから医療費の問題等々上がっておりますので、それに抑えるためにこの質問をしているわけですが、医療介護費抑制の狙いがある、国が躍起となって市町村にその整備を働きかけているわけですが、全国から視察が相次ぐ先進地、埼玉県和光市の例を申しますと、お年寄りには住み慣れた自宅で過ごしてもらいながら、介護サービスを受けることができる施設に通っていただく在宅型の介護を重視しているところでございます。

さらに、お年寄りになるべく家から外出してもらい、地域の仲間と交流して日常生活圏で歩いて行ける範囲の中で、小規模な施設をたくさん和光市はつくっているわけですが、和光市は、介護状態になる原因といたしましては、衰弱や関節の疾患、それから骨折、転倒などがありますが、体を動かさないことが長く続いた場合、そのような状態になることが多いので、それを防ぐ狙いがあるということでございます。体が不調になっても、施設入所を選ばず在宅で暮らせるまちづくりを進めた結果、市では市民の間にもなるべく自立した生活を続けようとの意識が広がりました。要支援になっても、毎年約4割が同状態から卒業し要介護・要支援の認定率は、現在、全国平均の約半分近い9%代にとどまっているそうでございます。

この施設には、2012年9月に天皇・皇后両陛下が和光新倉高齢者福祉センターを御視察され、器具を使って運動をしているお年寄りに声をかけていただいたり、ことしの1月には田村厚生労働大臣も来られまして、フレッシュライフパワーアップという筋力トレーニングの取り組みを視察されまして、楽しそうにおしゃべりをしながら、高齢者が筋トレをする姿に、大臣は驚かされていたそうでございます。

そこで、本町では高齢化が進む中、町民が生き生きと豊かな生活を送っていくため、食生活の改善と自然食の普及を柱とする健康づくり事業を推進してまいりました。町民一人一人が健康で

豊かな生活を送るには、このソフトの面で食生活、それからハードの面では健康的な体力を維持したいと、そういうふうな形でいかなければいけないのでございますけれども、なかなかその施設がないということで、この施設を開設していただければなという思いでございます。

7月に社協との意見交換会を行ったわけでございますけれども、社会福祉協議会、こういった介護の生活者等々のことで本当に一所懸命努力をいただいているところでございますし、その間、中でも須恵町にこういうような施設があったらなあという意見も出ていたそうでございます。

そういうような思いから、町長には須恵町の町民の健康、安心・安全のまちづくりを目指していらっしゃる町長におかれましては、この件に関してどういうふうなお考えをお持ちでありますか、お尋ねを申し上げます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 質問のタイトルに「健康を維持するための運動推進トレーニングルームの開設を」と書いてありましたので、そっちのほうばかり私は思っていたんですが、今のような御質問であれば、大いに私はやっていきたいというふうに思っておりますが。

先ほど言われましたように、筋トレについてはいわゆる健康、あるいは筋力の維持、保持といえますか、そういう状態と。それから一つはシックスパックといえますか、ああいうふうな筋力アップをするトレーニングがあるわけでございますが、先ほど議員が言われましたように、維持・保持というものについては十分やっていかなければならない。

現在でも、「わくわくデイサロン」だとか、ミニデイサービスとかそういったところで、軽体操とかタオルを使っての体操とか、そういったのを教えておるわけでございますが、そういう施設に行ってやるということじゃなくて、言われたように日々家庭の中でいろんなボールを使ってとか、そういうことでやるというのが一番大事なことはなかろうかというふうに思っております。

それで、筋トレにつきまして資料をとったんですけども、これについてはアクションと須恵町と連携をして、プール等についても補助金を出して、須恵町においては安価でアクションを使って、そういうトレーニングができるように契約を結んでおるわけでございます。

近隣では、宇美町にそういった施設があるわけですが、これは相当なお金がかかったり、あるいはそういうエルゴメーターだとか、そういう重量挙げ的なことをやる、それはトレーナーがきちんといたり、医師がいたりそういうことでなければ、その器具は使ってはいけないということになるわけでございますので、まあ、そこまでやるということは対費用効果からすると相当かかると。

質問の方は、そういうことじゃなくて、いわゆる介護のお世話にならなくて済むように、やっぱり健康を常日ごろから維持しておきなさいということでございましたので、今、健康福祉課の方では、古賀が何かそういうふうなことをやっておるといふようなことで、今、あそこの福祉センターあたりのテレビあたりにも、そういうCDのビデオを作ったり、そういうふうなことで、いわゆる家でテレビを見ながらとか、ちょっと腰かけて本を読みながらできる簡単な体操を普及していくという計画をしておるといふことを聞いておりますので、その辺に期待したいというふうに思っております。

確かに非常に医療費がかかっておりますので、予防の方で何とかやっていかなければ、もう本当に医療費に追いついていけないという状況でございますので、議員の仰せのとおりそういったことに心がけて、27年の後半から28年にかけてそういった家トレとかタオル体操とか、そういうふうな軽易な体操、あるいはしあわせ体操とかいふようなことでやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） ありがとうございます。近隣町ではもちろん宇美町が、お手元にあると思いますけれども、筋トレ等々のランニングマシンとかバイクとかいろんな施設がある。多分、相当金額がかかっているだろうと思います。1998年ハピネスを開設したときに設置した施設でございますので、当時の金額で結構かかっていると思います。

このトレーニングジム、もしくはルームという施設を持っている近隣町では、篠栗町も持っておりますし、久山も持っております。それから粕屋町ももちろん持っております。ないのが志免町とうちと、新宮町でございます。まあ、志免町においてはシーメイトの方で、周りを遊歩道でちょっとした運動ができる簡易的なトレーニングができる器具があります。

そういうことから、今、町長がおっしゃいました本当に医療費が今から先、非常に上がっていくと思われま。結局、それを抑えるために、今こういうふうな施設を開設したらどうだろうか、まあ、先行投資的なことで申し上げさせていただきました。

宇美町のハピネスに見学に行った際に、やはり健康な方が来て、それを維持するためにお見えになっていると思うんですけども、明るいですね、来てある方が。明るく楽しくそういうふうな運動をしてありました。そんなにハードではありません。特にランニングとかバイクとかそういうことでしていらっしゃる姿を拝見いたしまして、そこでアンケートを取っているものがありまして、宇美町では、利用されている70%が50歳から75歳以上の方々が利用をされております。

そこで、もちろん今、町長が申されましたように、その施設を使うにおいては、いろんなト

レーナーの方々等々もやっぱり用意しなければいけません。その中でもやはり宇美町では、週1回そこに来られる方、利用される方は週一回の方で約4歳若返ったと、週2回で10歳、週3回そこを利用される方で12歳若返ったという、これはあくまでも向こう統計でございますけれども、やはりそれをすることにおいて、町民皆さんの健康が維持されていかなければならないと。

須恵町においても、女性の寿命が全国で9番目ということで、寿命は長いんですけども、果たしてそれは生きています。生きていながら、やはり健康で楽しい暮らしをできるために、やはり町といたしましても最大限の努力をしていただきたいと。今、町長がおっしゃいましたアクションとの提携もありますけれども、健康な方が行って利用してする分はそれはいいですよ。

ただ、やはり和光市みたいに、やっぱりその生活圏内で行けて、やはりそこで利用できる施設が欲しいと。まあ、町長自身も今、長として頑張っていられっやいます。町長自身も膝が痛かったり、腰が痛かったり、よく無理をされることとございますし、そういうふうなタオルを使った運動、ボールを使った運動ぐらいで治ればいいんですけども、そうじゃなく、やはり町民の方々と語りながら、そういうふうな運動をしながら健康維持に努めていただきたいなというふうにも思っております。

オイコスにおきましては、今、札がまだかかっていると思うんですけども、機能回復のリハビリルーム、そのほかにはレクリエーションルームという形で、あの施設をつくったときに機能回復と書いてありましたので、そこに器具か何かあって、その悪いところを鍛えるためにする部屋なのかなあというふうに思っているんですけど、その器具すら今ありませんし、その表札もそのままかかっておりますので、かかっているならば器具を置いて、そこで町民の健康維持のために考えていただければなあというふうに思っております。

それがかなわないのであれば、須恵町の公園等に簡易的な健康器具、議長も御存じと思うんですけども、中国に行ったときには、中国の公園は広うございますけれども、そこには早朝からお年寄りの方々が散歩に見えられて、そちらで運動をしてあります。

それはやはり腰を曲げたりとか、背伸びしたりとかする健康器具の簡易的な器具でございますけれども、せめて、いつも町長大好きな費用対効果の問題をいつもおっしゃいますので、そういうものをつければ費用対効果は十分かなえられるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところも御答弁できれば、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） ハピネスの話が出たわけでございますが、ハピネスの方をちょっと調査をして見たんですけども、これは指定管理者制度でやって民間に委託をしているんですけども、委

託料が大体、年間1,900万円ぐらいですね。個人の利用料が約700万円ぐらい入ってきておりますので、それと器具のリース料が大体500万円ぐらいですから、まあ、1,500万円から1,600万円ぐらいが年間にかかる経費ではなかろうかということでございますが、その経費というよりも、これが医療費に係る分で医療費がそれだけ下がれば、対費用効果はいいわけでございますので。

ただ、エルゴメーターだとかダンベルだとか、いろんな器具を使ってやる場合はスポーツトレーナーとか、あるいは機能訓練士とか、あるいは医師だとかそういうチェックを受けてやらなければならないというのがあるわけでございますが、だから、オイコスについてはそういう部屋をとということでございますが、器具を置いていないというのはそういう指導者を置いていないから、器具は置かれぬという状況でございます。

だから、いずれにしてもこれからのその人の体力チェックをして、あなたに合ったメニューを、やっぱり誰でも同じことではだめなわけですので、そういうのを健康福祉課の方で週1とかいう形で開設して、そして健康チェック、そしてトレーニングのメニューなんかを示すと。そして、また来て、今度は健康度測定をやると、どの程度伸びたかというようなことをやっていく方向で、検討をさせたいというふうに思っておりますが。

要するに体力の増強というシックスパック、それについては商業施設等でしてもらえればいいのかというふうに思っておりますが、こと健康医療費にかかる分については、いろんなことを取り入れながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） ありがとうございます。今の答弁の中で、前向きに検討するというところでございます。まあ、宇美町がやっていることで、ほかの町のことを言うわけではありませんけれども、須恵町にできないことはないかなというふうに思っておりますし、先ほど言いましたように、やはり医療費が抑えられれば、そういう分の経費は十分に出てくると思いますので、いろんな市町村、担当課を通し精査されまして、よりよい方向に須恵町も向かっていくように、町民の方々が本当に歳をとっても健康で体力を持って、生き生きと暮らせるまちづくりを、町長の方針でもあると思いますので、その方向に向けてぜひ検討していただきたいとこのように思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（三角 良人） ここでお諮りをしたいと思います。暫時休憩をしたいと思います。御異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩に入ります。

午前10時53分休憩

午前11時04分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、柴田真人議員。

○議員（13番 柴田 真人） 13番、柴田真人でございます。

今回は「熱中症対策としての冷水機の導入を」というところで質問をさせていただきたいと思えます。

最近、熱中症で救急車で運ばれるニュースが多くなっています。また、熱中症では亡くなられたニュースもよく報道されて、福島原発の事故以来、節電が広まり、この何年か熱中症になるという人がだんだん増えてきていると思えます。

この熱中症の発症が急増する7月は、熱中症強化月間となっております。熱中症は、気温の高い環境の下で体温調節の機能がうまく働かず、体内の熱がこもってしまうことで起こります。小さな子どもや高齢者、病気の方など、特に、熱中症になりやすく、重症になると死に至る恐れもあります。

地球温暖化のせいで5月や6月でも急に気温が上がる日や、残暑が厳しい9月にも、この熱中症にかかる恐れがあります。ことしの5月第二小学校でも、運動会の練習中に何人もの子どもが気分が悪くて、救急車で病院に運ばれた事故は全国ニュースにも流れました。

常日ごろ気をつけていても、その日の気温・湿度・子どもの体調で、いつ熱中症で倒れるかわかりません。子ども達は水筒を持ってきていると思いますが、忘れたり、飲み切って量が足りなくなったり、また、中学生の部活の子は、その部活の分までは足りないと思います。以前、学校についていたそれが取り外されたということも聞いておりますけれども、新たなよい冷水機を導入してもらい、そういう事故が二度と起こらないよう御検討をお願いしたいと思います。教育長、よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 失礼いたします。それでは、お答えいたします。

冷水機の導入については、役場庁舎1階に自動販売機コーナー横に設置しておりました。また、須恵東中学校にもPTAが学校に寄贈して設置されたものがありましたが、どちらも現在は撤去されております。

冷水機を設置する場合の基準として、文部科学省から出された学校保健安全法がございます。その中には学校環境衛生基準が定められております。飲料水の水質で給水栓水、いわゆる蛇口から出る水のことですが、ついては残留塩素が1リットルにつき0.1ミリグラム以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されている恐れのある場合には、残留塩素が1リットルにつき0.2ミリグラム以上保持されていること。

2点目に、給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。

3点目が、冷水機等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていることとされています。

また、平成11年、長野県で病原性大腸菌O-157による、飲料水による感染が発生して以来、全国で20件以上の感染症が発生しております。それは、いずれも湧水及び井戸水、簡易水道によるものであります。上水道の感染例としては、施設の不適切管理による事例が報告されております。このような、衛生上の問題から、本町においても冷水機が撤去された経緯があります。

御質問の水筒を忘れた児童や、量の足りない子への対応は、水道の水を飲めば済むことですが、保護者の感情としては現実的でない面もあります。そこで次の対応を町内の各小・中学校に徹底しているところです。1つ目は、水道水の残留塩素の測定を養護教諭が定期的に行い、0.1ミリグラム未満の場合は、飲まないように全校に徹底しております。2点目は、原則、十分な水を水筒に持たせることを児童保護者への再確認をしていること。3点目は、緊急の対応として保健室等の冷蔵庫に飲料水、ペットボトルを確保しております。

なお、建築物衛生法により、貯水槽、それぞれの学校は貯水槽に水をためてという形を取っておるものですが、その清掃を年に1回、水質検査を年に3回実施することが義務づけられておりまして、各学校で確実に実施しているところです。以上の対応により、冷水機の導入は現段階では考えておりません。

また、御質問にあります熱中症に対する対策として、簡易型ミストシャワーを設置する計画をしておりまして、第二小学校に増築しました「木心館」にミストシャワーをつけて実験を行っております。この試験はミストシャワーをすることで打ち水効果があり、捲いた水が液化するときに地熱を奪って冷やすという働きがあり、温度を下げるができるのを期待しているところでございます。熱中症の予防については、今後も次年度の予算編成に向けて、十分に検討していきたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましても御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 柴田議員。

○議員（13番 柴田 真人） 今、お答えしてもらったように、ちょっと今の対応でということなんですけれども、各学校の下駄箱等の近所に、いつでも気楽に飲みやすい、保健室まで行かなくても、逆になくなったらそれを水筒につぐとか、気楽に飲む、また、夕方部活の子にはなくなったら、もう水筒に入れられるような仕組みのウォータークーラーがあるそうですから、そういうものを何とか検討していただければ、保健室などに行かずに適格に自分が足りなくなったとき、欲しいときに飲める、そういうような気楽な水分取れるような環境をつくってもらいたいと思います。

まだ、今から須恵はないと思いますから、来年度新予算でも間に合うと思います。そのところ時間的にはありますから、どういうふうな新しい器具のいいやつがあるかをしっかり勉強して、それを何とか導入の方向に考えてもらえればと思います。

よろしく願いいたしておきます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 先ほど教育長が申しましたように、法的にクリアできていない分については、水を飲ませるわけにいかないわけでございます。

先ほど言いましたように、東中学校にPTAのほうから3基ほどしておったわけでございます。その設置についてもいろいろと議論があったわけですが、さきの吉松町長が英断を下されて「つけていいやないか」ということでされましたが、東中学校を見ますと、一応受水槽に入って東中学校に送る水の受水槽、いわゆるあそこに施設がありますよね、そこで一回落として、そして中学校の校門の前のあそこにタンクがありますね、その中に入れて、そして上にあげて、それから自然流下で落とすわけです。その間に完全に塩素が飛んでしまうわけです。そうしますと大腸菌が発生するというので、数値的に発生したから撤去したわけございまして、そういう冷水機を置くだけじゃなくて、いわゆる水道の設備そのものからできないという状況が東中学校においてはあるわけございまして、ただ単に冷水機を置けばいいというものでもないわけございまして、それについては、特に、東中学校については、保健室のほうに行って安全な水をいただくというようなことにしなければならぬというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 柴田議員。

○議員（13番 柴田 真人） わかりました。

以上で、質問を終わらせてもらいます。

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。通告に従い福祉センターの活用について質問をいたします。

福祉センターにお風呂をつくるのがブームのころもありましたが、維持するのにコストがかかるなど、見直しするところが増えております。「ほたるの湯」は平成15年4月1日にオープンして以来、12年間が経過をいたしました。最近では故障等も発生しております。今年の6月には空調が故障し、修理工事のため15日間の休館、たびたび配管の水漏れ等も起こり、修理をしております。今後も老朽化等による故障が予想されるところであります。

ほたるの湯の運営には、人権費、点検整備費、光熱水費などがかかります。運営のための年間必要経費は、どの程度かかっておりますでしょうか。平成21年4月に100円の値上げが行われ、現在、大人の入浴料は300円です。年間の利用者数と入浴料の収入はどれくらいでしょうか。須恵町内に「ほたるの湯」があることの効果を、どのように考えられておりますでしょうか。

近隣町の志免町のシーメイト内のお風呂の入浴料は、ほたるの湯より50円安い250円で、民間委託のレストランが入っているため、大広間では食事等ができます。

篠栗町のオアシス篠栗内のお風呂の入浴料は300円と同額ですが、60歳以上は200円となっております。また、レストランが入っているため大広間での食事ができ、カラオケ大会等もイベントとして大広間で行われていますし、館内にはカラオケルームや、2時間300円でトレーナーがついての筋力トレーニングができるトレーニングルームも利用できます。

宇美町では、老人福祉センター内にお風呂があり、60歳以上の宇美町民は無料で入浴できます。

費用対効果などを考えた上で、今後の、ほたるの湯の運営をどのようにお考えでしょうか。また、原野議員と重なる質問部分もありますが、高齢化が進み国保や介護保険料の負担も増加しております。介護保険改正時10年ほど前ですが、筋力トレーニング、口腔ケアなど行うように改正されたときに、筋力トレーニングなどのトレーニング器具を設置しての質問をいたしました。コスト等がかかる等の理由で実施はされませんでした。その時点からますます医療費が増大しております。

そこで、タオルやボールを使用したり、ランニングマシン等の手軽にできる器具を使用した筋力トレーニングや、健康体操等が週1回、または週2回継続して行えたり、血圧測定、健康や福祉の相談ができたり、一日を楽しく集えるコミュニティの場所として、医療費削減のためにもオイコス福祉センターを転用活用する考えはありませんか。

以上、1問目の質問です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 質問の「ほたるの湯」の維持についてということですが、料金については細かく調べてありますが、ほたるの湯、大人が300円、小学生が100円でございます。利用者数が年間3万4,000人程度、売上額として約900万円の利益をしておるということでございます。これはヘルストロンは上げておりませんので、ほたるの湯だけでございます。

維持・経費についてでございますが、電気・水道・ガス・灯油ということですが、2,200万円程度、これはどういうことかと言いますと、オイコスとメーター器が一緒でございますので、8割方はオイコスの方が使っているんじゃないだろうかというふうに思っております。これで細かい計算ができないということになるわけですが、人件費については、シルバーの方に風呂の番台の管理とか、あるいは清掃管理とかしていただいております。

ほたるの湯の3年間では、大体990万円から1,040万円ぐらい、その程度利益を上げておりますし、年々利用者数も増えておりますが、電気料金が先ほど言いましたように、オイコスと一緒にメーター器を据えておるということですが、福祉センターだけでは非常に狭隘であるわけでございますので、横につくったというのは、いわゆる福祉センターとオイコスを共同で利用するというところでございまして、今、食事が提供されていないということですが、オイコスの方では「YUZUKA」からカレーライスの提供をしておりますが、うどんもということになると、うどんは前にあるわけございまして、それとの競合したり圧迫したりということでございますので、我々としては思い切つてできないと。志免町あたりは周辺に店も何もないわけでございますので、そういうことで提供もしやすいという状況になろうかと思っております。

風呂の料金でございますが、私どもの風呂は毎日抜きかえをいたしております。清掃もいたしております。志免町は1週間で循環をさせております。これはレジオネラ菌という死に至る菌が発生したりするわけで、そういうことで、よく志免町は思い切つて1週間も循環でやられておるなというのが僕は不思議でなりません。

そういうことで、水を大量にうちは使うということから、値段が上がっておるということですが、宇美町のいわゆる無料というのは、うちは福祉流通券とかあるいはボランティア券ということで発行しておりますので、何らかの形でそういったものに関わった方については、その券を利用いただければ安価になっていくという状況でございます。

あと、血圧計等については自動血圧計でございますけれども置いておるわけでございますが、それについてもオイコスと同様で、また原野議員の質問と同じようなことでございますけれども、いわゆる指導員が常時じゃなくて、その器具を使うあるいはその体力検査をする、あるいは体力づくりするメニューを作成するという時点で、そういった有資格者の導入といいますか、そういうものを考えていって、常設はしない。常設については家庭の中でやっていくということござい

ますし、簡単なエルゴメーターだけでも必ず指導員を置いておかなければならないということで、今、議会事務局長もおりますが、私も健康課時代に福祉センターで、そういう施設を器具を利用してやろうかとしたときに、それは素人ではできないということで、断念をせざるを得なかったわけですが、それを常設させるということになりますと、非常に経費もかかっていくということで。

私は先ほど言いましたように、体力増強については商業施設等を使っていただければいい。また、そこまで行かないという人たちについては、県の施設あるいは近隣の施設を利用する、それについて助成をしていくという方向で、現在、アクションについては安価な形で利用できる利用券を発行しておりますし、相当の数の人が利用させておる。プールについても同じことでしておるところでございます。

福祉センターをコミュニティの場として転換ということですが、私が先ほど申しましたように、福祉センターとオイコス是一体という考え方でしておりますので、あそこの中でいわゆるコミュニティを広めるコミュニケーションの場であるとか、いろんなことでしていただければいい。

それから、朝市が書いてありますが、あそこをオイコスのほうに行けば、自然食普及センター等もありますので、いろんなことで対応はしておりますけれども、利用される方がとりたてて要望は今のところ出ておりません。

ただ、サウナの要望は高かったんですけども、サウナになりますと体に落書きをした人たちが、特に利用されるというようなことで、故障を理由に今、どこの町の施設のサウナも廃止という形でしてあるところでございます。

要するにどこの福祉施設あるいは風呂等にしても、採算は決して合っていないということでございますが、やはり町民のために風呂、ジェットバス等を利用して、そして、またそこで団らんをしていただく、本町においては本当は昼間の利用者が増えてほしいわけですけども、昼間は余り増えてなくて、夜、いわゆる自家用の風呂の代替として活用されているのが多いのかなという気持ちがありますが、これは、正確にそういうことで調べておりませんが、利用者はどんどん増えておりますが、昼間の利用をもう少し増やしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今、詳しく説明をいただきましたが、資料等を見ますと少しお風呂の数は減っているようでございます、私が調べたところによりますと。

それと、金額的にどれぐらいの金額がかかっているかというのをちょっと調べさせていただきました。26年度電気代はオイコスを含んで960万円、水道代もオイコスを含んでおりますが

900万円、「YUZUKA」これは外されているということでございますので、水道はほとんどお風呂のほうで使われておると思います。電気の方も半々ぐらいなのかなと、ジェットバス等も使われておりますし、と思っております。それと灯油が140万円、人件費として800万円弱ぐらいですね。それから、点検整備費役場払いのほうで300万円ほど、それからメンテナンス委託料、社協のほうで100万円ほどということで、電気代、オイコスを含んだ場合3,100万円ぐらいの支出がありますが、これは3分の2ぐらいで、2,000万円弱ぐらいが、まちの持ち出しになっているということでございます。

収入は前回866万円ほどあっておりますので、2,000万円ほど赤字、マイナスが出ているということで、これは故障したときの修理代等は入っておりませんし、故障したらその分、前回の空調のときでも、半月は休んでいるということなので、収入も減りますし運営も減ってくるということで、この2,000万円の赤字があるということでございますが、それ以上に、そのお風呂があるということの効果期待できるのかなというのを一つ感じておまして、近隣町のシーメイトは安いお風呂、隣にあっておるわけでございます。

お風呂をどのような位置として捉えてあるのかなということが一点で、2,000万円の赤字を出しても、お風呂が須恵町に必要だという意味で捉えてあるということであるならば、宇美町みたいに高齢者福祉に利用するとか、そして、オイコスと一体に福祉センターを捉えてあるということでございますので、例えば機能訓練にお風呂を利用して、オイコスの中でいろんなトレーニングをする。トレーニングというのも例えばボールを使用したりとか、いろんなタオル等を使用したものとか、それから器具等はトレーナーが要ということでございますので、それが無理ならば、そういうところの中で体操が週1回とか2回行われるように場所にならないのか。

そして、例えば日がわりメニュー的に月曜日はレクの会が体操しているよと、火曜日は保健師さんが健康相談しているよと、水曜日は昔の映画とか上映しているよ、木曜日はイベントがあるよとか、金曜日は健康の話があるよとかいうのを、例えば福祉センターの中の座敷の部分がありますよね、食事とかできる大広間、そこでも行えないのかなと。今、夜はほとんどそこは使われていない状況になっていると、ただ、今のつくりとしてはお風呂と一体化をしているので難しいとは思いますが、その辺を、外のほうから入って利用できるような付加価値をつけるとか、何か考えられないものなのかなと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 行政施設で利益が出そうなのは指定管理者制度にしておるわけですが、本町の施設、指定管理者として誰も受けてくれるようなものはないわけですが、アザレアホール等においても数千万円のいわゆる持ち出しが要っておる。その範囲については行政サービスという形のものと考えております。

しかしながら、全ての人が利用するわけじゃございませんので、受益者負担という形で、風呂についてもいわゆる受益者負担としての金額300円を払っていただくという形にしておりますが、風呂が必要なか必要でないのかと言われますと、それはもういろいろの意見があろうかと思いますが、風呂によって健康が維持増進されるということでもないというふうには思うわけではございますが。

先ほど言われましたように風呂と一体となった健康づくりの事業というものをおこせばどうかということですが、それについては、前段、原野議員のときにもお答えいたしましたようにそういったこととタイアップしながら、新たな健康保持増進の事業について検討していくということではございまして、2,000万円程度、一風呂で年間赤字をしておることについては、若干大きい金額なのかなと思いますが、その辺も含めて必要であるかないか、必要でなければ廃止の方向も含めて、担当課の方と検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今2,000万円について大きいか小さいか、お風呂がどのような価値を見出せていけるかなというところに係ってくるんじゃないかなと思うしております。

ただ、お風呂に入りに来るだけじゃなくて、先ほども言いましたように健康保持増進のためにそのお風呂をいかに活用して、健康体操とかいろんなコミュニティの場として活用するとか、さまざまなものに活用できればその2,000万円はプラスの方向に働くんじゃないかと思えますし、価値あるものに使っていただきたいなど。お風呂ということを健康増進に結びつけるようなものを、これから検討をしていっていただけることを期待しております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 7番、松山力弥議員。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥です。時間も遅くなっていますが簡単で済ませていきますけども。今、国会では安保法案等がいろいろやっていますが、きょうは私の一般質問は、有事に際の後方支援じゃありませんけど、須恵町の消防団の後方支援ということで一般質問をさせていただきます。

消防団は町の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、非常勤特別職の地方公務員である一方、ほかに本業を持ちながらも、自らの地域は自らが守るという郷土愛護の精神に基づき消防団に参加し、地域の消防防災活動に従事しています。日ごろの皆様の活動に感謝する

とともに敬意を表するところです。

消防団の訓練の一つであり、基本的な操法の習得を目指すための手順である操法においては、須恵町消防団は長年糟屋地区大会、県大会で上位入賞を果たし、レベルの高さは町内外誰しもが認めるところです。町民にとって大きな誉であり、喜びであります。

さて、この優秀な消防団の最も大きな役割の一つに、火災時の消火活動があります。そして、その消火活動に最も重要なのが消防水利施設です。施設が充実していないと、幾ら優秀な組織・団員がいても機能しません。

ことし6月26日に佐谷区で火災が発生しました。健康広場で操法大会の公式練習をしている全消防団が集結していたので、火災発生現場までの到着は早く、最後は粕屋南部消防署だったと思います。しかし、消防団が早く着いたにもかかわらず放水までの時間がかかりました。現場の横は農業用ため池がありましたが、消防車を接岸できず給水ができませんでした。次に、近くの第一浄水場に給水を頼みましたが、職員から断られました。結局、消防団員の中の町職員を通じて、再度浄水場にお願ひしやつのことで給水が許可されました。万が一その火災に人命がかかったと思うと心配でたまりません。1分1秒を争います。

消防水利の設置は、消防法の規定により市町村であり、維持管理についても市町村が行わなければならないなりません。また、水道事業者は公共の消防のため、水道に消火栓をつけなければならないことが水道法に規定されています。水道事業者はすなわち町です。

ここで町長にお尋ねいたします。消防水利施設は十分設置されていますか。また、消防法の規定されている消防水利には、消火栓、防火水槽以外にも河川、池、プール等があります。浄水場がこの中にあるかわかりませんが、その施設は使用可能ですか。そのための整備はされていますか。また、火災時の職員への対応マニュアルはあるのか。消防団到着までの初期消火に必要な消火栓ボックス、防火水槽ボックス、須恵町全世帯を賄える整備はされていますか。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 日ごろの消防団の活動につきまして、御理解をいただいていることに感謝申し上げます。消防団員も非常に喜んでおるといふふうに今思っておりますところでございますが。

消防水利には井堰等いわゆる自然水利というものも含まれておるわけでございます。それと、公が設置しております防火水槽、あるいは消火栓というのがあるわけですが、これは4年に1回「消防水利調査」というのが全国的に行われておりまして、多分あれは80メートルの円と思うんですが、80メートルの円で住宅地があるところをずっと円を書いていくわけございまして、昔、集落は集落として重なっておりましたので消火栓の数、防火水槽の数は非常に少なくて済んだわけですが、今のように連担地でずっとつながっていきますと、それが全て埋まるような形で

円を書いていくわけでございます。

円の中に入っておるのが何%とかということですが、糟屋中南部の平均して70%ぐらいのいわゆる充足率だというふうに、今思っておりますが、本町においてはもう80%を超えるぐらいの充足率があるかと思えます。

というのは、真ん中に須恵川という河川が入っておりますので、河川からの水を取ることとでございますし、今年の3月ですか、春の防火週間のときでございますけども、旅石川の河川を利用した防火訓練を行ったわけとございまして、当然、ため池、河川等についても消防水利として指定をいたしておりますが。

先ほど言われましたように、佐谷区の火災の時に消防車が入れないということですが、佐谷では消防車では入れないから当然、可搬小型ポンプを財産組合のほうで購入していただいております、本来そこから池に可搬ポンプを持って行って、可搬ポンプから消防車に中継をしてみたいと、いくというような状況でございます。

それと、言われましたように消防車は着いておるけれども、なかなか水が出るまでに時間がかかると、本当周りで見よって、どうしてそんなに時間がかかるのかなという思いがしたりもするわけとございますが、20メートルありますそれぞれのホースをつないでいく、それも1本が長くなっていきますと圧がかかり過ぎて爆発したりしますので、消防車の中継を必要とします。それが訓練であればどの地点でどの車に中継をしていくと、直結したり、あるいは中継バックに入れて、それをつないでいったりするわけですが、特に、消防車ですと直結が一番いいわけで、そうしますと5気圧で入れたものを、次のところは5気圧で出しますと先端は10気圧になりますので、その辺の調整とか、そういうややこしさが出てくるわけとございますが。

だから、普通危険性がないために中継バッグを利用した形でやっておるわけですが、それに伴う次の車が来ないと、一つの消防車が来て100メートルも長く放水をするということはありません。次の車が来るまで、そこで待つわけとございますので、当然時間はかかります。

そのために、南部消防としてはタンク車というのを持っております。何リッタータンクか知りませんが、来て初期消火、水利がないところでも車自体に水をいつも入れておりますので、それで消していくというためのポンプ車を持っておるわけです。そのあと長くかかるときに消火栓、あるいはいろんなものからつないで出すわけですが。

今回それをあそこの浄水場の近くにあったために、浄水場からの水が一番手っ取り早いんじゃないかという話とございますが、原則としてろ過池の水、そこに吸管を投げ込むことは危険性がありますので、細菌の問題とかいろいろありますので、それはやっておらないわけですが、最悪、前回したわけとございますが、そのための、例えば中柱田ため池、そういうところにつないで出すというのはオーケーなんです、それは水利として認めていますが、貯水槽、その浄化槽、

そこに吸管投げ込むというのは禁止をいたしております。

前は担当職員が黙視して許可をしたということですから、職員がおればそういう状態で臨機応変にしたんだらうと思いますが、原則としてしない。しかし、飲み水としての池、大福だとかそういうものについての吸管投げ込みは当然できる。

それから、植木のところの廃材を捨てる場所。（「中山でしょう」の声あり）それが24時間ぐらい燃えたときもあるわけですが、それについても下の大谷池から水を上げてやったわけですが、余りにも長かったわけで、ポンプ車1台が焼けてしまったというような状況も起こるわけですが、池、川、学校のプール、当然それは水利として利用するというふうなことに消防水利計画の中に上げておりますので、それを含めて充足率、中南部では70%、本町では80%ぐらいの充足率を持っているのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 今、町長から御答弁いただきましたけども、その浄水場が水道で使われないということであれば、消防団にも水道、浄水場を扱えないと、だからよその池から取るようにと、職員にも徹底して、そうせんと開けた開けなかったで、またいろんな問題が出てくると思いますが、それはそのように徹底するか、または浄水場に消防用の防火用水を貯水池をつくらせておくとか、それも配慮をお願いしたいと思っておりますけど、それをまたどうのこうのと言いませんけども、須恵町の上下水道給水条例の中の22条に、消防演習に消火栓を使用するときとか、消防用として水道を使用したときは、町長に届けなければならないとありますけども、全く使ってはいけないということは、これには書いてはないんですけども、そのときに応じてのあれだと思っておりますけども、こういうのもありますので、そこら辺はやっぱり職員に徹底するとか。だから消防団にも、こういう場合は、浄水場がある場合はどこの池から取るかの指導をお願いしたいと思っております。

それと、また、これも佐谷でございますけども、佐谷、新原、西地区等は、近隣町と町境があるわけですが、佐谷の田床組合で火災が発生したときに、たまたま田床組合の集会場の横に宇美町の消火栓があったわけですが、それをつなごうとしたら、それも断られたということがあって、その際もすぐに使っていいですよという許可をもらって使用させていただきましたということを、消防団から聞いたわけですが、そういう近隣町とのこの水道、1分1秒を争う人命に関わることで、いいとかだめとか、そういうことの出ること自体が私は思うんですけども、やっぱりそういう協定はできていないのか、協議はできていないのか。

それと、もう一つ、これも私地元のことで申しわけありませんが、観音谷組合で火災があったときに、私息子2人が消防団員しておるのですぐ一番にメールが入りますから、すぐ行ったら目

の前で煙が上がっていましたので、一番に行って初期消火を、消火栓を開けてやったわけですが、訓練は皆さんしていたものの、そこにあるのを忘れていて私が開けてやったわけですが、後から消防団が駆けつけて応援していただきましたけども、それも放水の配管は終わっているのに水が来ない。

横は池なんですけども、なぜか後から反省会をしたところ、野次馬が池のふちに車をとめて入れなかったということが判明しまして、初期消火も大事ですけども、消防団が来る前に地域の方は消防団以外、関係者以外の方を入れないようにバリケードをしようということで協議いたしました。

そういうことで私からのお願いでもありますけれども、それはわかっていることと思いますけれども、多分、行政区にも消防団の後方支援ということで、そういうのを協力、周知徹底、また啓発をしていただきたい思います。

それと、農区が農閑期になりますと池を干すわけでございます。今、町長が農区のため池も、これは水利施設の一つと申しましたが、隣接している池同士と一緒に池を干した場合、または町のほうでいつも補修工事をやっていますけれども、その補修工事をするときあたりも、補修する池を干すならば、隣の池は開けておくとか、そこら辺の打ち合わせも農区とも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） まず、隣町との問題については応援協定というのがあるわけですが、それは、当然応援協定はできているというふうに思うわけですが。

ただ、問題は宇美町の水利の点検を佐谷の人がやっていないということですから、使いみちがわかりにくいとか、わかりづらいとかいうことはあるかと思いますが、当然、それは応援協定の中で、協定町としてその水を使っていいということが書かれております。

それから、池についても、これは農業用水が主としてあるわけございまして、その片一方の池だけで対応できればこっちの池は要らんわけでございますので、両方空になるということは当然あり得るということでございますが、ただ、須恵川については、それぞれの農区で水が要らない状態のときも、井堰を上げて消防水利として確保できるという形はとっていただいております。協力はしていただいております。そういうことで、池についてはこちらからどのような形でという要望というか、お願いはなかなか難しい部分があるわけです。

それと消防車が到達前に野次馬等がという話でございますが、通常訓練の場合は、地元の消防団員が指図をして、そして何々分団はここに行け、あそこに行けという形で指示するわけですが、しかしながら、実際火事になりますと地元の分団が一番に行くわけございまして、地元の分団はもう消化のほうに行っておって、要するに車の交通整理とかできない状態が起こっております

ので、先ほど言われた問題が起こってくるわけですが、そうすると団服着た人が、車もその自分に向けて邪魔になるということで、それよりも早よう火消せよという話にもなりますので、そういう場合については非常に難しい、臨機応変さが必要と。

先ほど言いましたように、佐谷には消防車でございます。植木と本部が、佐谷は消防車で行かれないところがたくさんあるわけでございますので、可搬も大体持っているわけです。それは自前で、本来は、だから消防車で入れないところは可搬を持ち込んで、そこで池の土手に設置して、それから水を上げるとかいう形をとっていただいておりますが、今、どのようになっているかは私も細かくは知らないですけども、本来はそういうことで、それができていないということであれば、やはり佐谷と植木については、小さな可搬ポンプも本来消防車が行けないところがありますので、それを一緒につけておく、乗せておくということをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 私が言ったのは、町民が、地域の皆様が消防団が来るまでの車の整理をしていただくということです。

先ほどもう一つちょっと質問が漏れたんですけども、私、通告の中で学校が管理しているプールと書いてありましたが、学校のプール等は今フェンスで囲まれまして、さっきマニュアルのことも言いましたけれども、学校関係のマニュアルもできているのかと。それと第一小学校には消防経験者から聞いたわけでございますけども、プールの横にフェンスに消防ホースが入る穴だろうと思っておりますけども、穴が開いていたそうでございます。しかしながら鍵がかかっていると。

そういうのも警備員さんおられる、昼間は学校の先生もおられますけども、そこら辺の鍵がどこにあるのか、学校関係もプールを防火用水に使用するのであれば、そこら辺も日ごろのマニュアル、いざ火事があったらどうするというを徹底していただきたいと思っております。

何せ緊急を要する事態に、やっぱり住民の生命と財産を守る消防団、そして消防団員数の充実をちゃんとやってないと、消防団の目標は達成できないという事ありますので、せっかくうちの消防団はいい腕をしておりますので、それを我々住民が手のかかることをしてはいけないと、再度の協力を私は住民にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 鍵で開けるわけじゃないんですよ。プールの場合は、消防はカッターとか斧でパンとすると、鍵はこうなっているところにちょっとフックがかかります、あれがパッと取れますので、すぐ開くということです。壊すということがもう前提で、鍵で開けるというあれ

は……。

ただ、須恵中学校はセコムになっておりますので、どうしようもない場合はセコムに通知する前に開けて、そして後からセコムが来ても、その消防で使ったということでもありますので、通常はセコム管理にはなっておりませんので、それはたたき壊すということでやっております。

○議員（7番 松山 力弥） ありがとうございます。私が勉強不足で申しわけありません。終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上、本日の日程は全て終了しました。

昼食休憩後、午後1時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、9月16日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時55分散会

議事日程(第3号)

平成27年9月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第34号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第35号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第36号 平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第37号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第38号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第39号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第40号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第41号 平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第42号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第43号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第47号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第50号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 発議第 2号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第17 発議第 3号 須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第18 発議第 4号 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書(案)
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第51号 工事請負契約の締結について

- 日程第 2 議案第 34号 平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第 35号 平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第 4 議案第 36号 平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 37号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 38号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 39号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 40号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 41号 平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 42号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 43号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 47号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第 49号 平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第 50号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 51号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 発議第 2号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第17 発議第 3号 須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第18 発議第 4号 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書（案）
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員の派遣について

出席議員（13名）

1番	児 玉 求	3番	白 水 勝 元
5番	三 角 栄 重	6番	田 ノ 上 真
7番	松 山 力 弥	8番	猪 谷 繁 幸
9番	田 原 重 美	10番	合 屋 伸 好
11番	原 野 敏 彦	12番	三 上 政 義
13番	柴 田 真 人	14番	今 村 桂 子
15番	三 角 良 人		

欠 席 議 員
2 番 世 利 孝 志

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理事(事業統括)	安 川 敏 幸
理事(会計管理者)	稲 永 修 司	総 務 課 長	今 泉 俊 裕
まちづくり課長	櫻 木 幹 夫	住 民 課 長	満 行 誠
税 務 課 長	梅 野 猛	健康福祉課長	小 林 は つ み
都市整備課長	安 河 内 久 人	地域振興課長	安 河 内 隆
上下水道課長	石 井 浩 二	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
社会教育課長	川 津 政 文	税 務 課 参 事	甲 能 裕 和
総務課課長補佐	平 山 幸 治	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、世利議員より欠席の届け出があつておりますので御報告します。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本定例会において、追加議案の提案がございました。9月14日、午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。今回、提出される議案は、議案第51号として上程することにしたしております。なお、議案第51号は、提案理由の説明後、総務建設産業委員会に付託することといたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより議事に入ります。

一括議題について、お諮りします。議案第36号から議案第41号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。（「一括でなくて、この議案項目別で」の声あり）議案項目別に質疑等がありますので、いいですか。（「はい、それでお願いします」の声あり）御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第51号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木 幹夫） おはようございます。

1ページのほうをお開きください。議案第51号でございます。

工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、アザレア幼稚園建設工事。契約方法、指名競争入札。請負金額、7億3,440万円。請負者、因・吉松建設工事共同企業体でございます。契約保証の方法、契約保証金7,344万円でございます。条件、工期・契約の効力が生じた日から来年7月29日までとなっております。

以上、審議方よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

これより、暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。

再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後は日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第15を議案第51号としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

日程第2. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,626万6,000円とする。

2項、予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

4ページ歳入、13款国庫支出金4,800万円の増額は、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型1,500万円と地域消費喚起・生活支援型3,300万円です。

19款諸収入の増額は、プレミアム付住宅リフォーム券販売収入1億1,500万円です。

6ページ歳出、2款総務費1億6,300万円の増額は、地方創生先行型事業費1,500万円、主なものは須恵町PR業務委託料1,421万円と、地域消費喚起・生活支援型事業費1億4,800万円で、主なものはプレミアム付住宅リフォーム交付金1億3,800万円、プレミアム付商品券発行事業業務委託料800万円です。

質疑として、須恵町PR業務委託料の内容について、プレミアム付住宅リフォーム券の担当課について、プレミアム付住宅リフォーム券の残数、現状についてありました。

審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり承認することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書8ページをお開きください。歳入歳出予算の補正第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ221万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,847万8,000円とする。

2項、予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

13ページ歳出、10款教育費221万2,000円は、須恵中学校剣道部の中体連九州大会参加助成金51万9,000円、全国大会参加助成金159万円と須恵東中学校陸上部の中体連九州大会参加助成金10万3,000円です。

11ページ歳入、18款繰越金221万2,000円は、前年度の繰越金から歳出と同額を計

上したものです。中体連の結果についての質疑がありました。

審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり承認することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

ここで、先ほどお諮りしました、議案第36号から議案第41号までの6議案を一括議題とします。

日程第4．議案第36号から日程第9．議案第41号までの6議案を一括議題

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第37号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第38号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第39号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第40号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の結果と経過について御報告をいたします。

審査につきましては、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月7日、8日、10日の3日間審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長を除く議員13名の特別委員会であることから省略させていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊の決算書10ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額79億2,263万8,132円、対前年度比3.9%の減に対し、歳出総額75億8,809万7,413円、対前年度比4.9%の減です。歳入歳出差引額は3億3,454万719円となり、平成26年度の決算は、歳入歳出ともに3年ぶりに80億円を下回りました。歳出総額も6年ぶりに減少に転じました。

翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額1,341万9,000円を差し引いた実質収支額は3億2,112万1,719円で5年連続の黒字決算となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は6,396万876円と黒字となりました。

実質単年度収支額は7,040万8,876円の黒字となっています。

歳入につきましては、地方交付税が21億9,051万円、2.8%の減額。

町税は27億1,741万円で、主に住宅建設等の開発行為による固定資産税の増加等により3.9%の増収となっています。

不動産売払収入220万5,840円は、佐谷・古ノ添の土地を売払収入した金額です。

歳出につきましては、人件費は11億8,901万円で、前年比1,852万円、1.5%の減です。

普通建設事業費4億3,385万円、前年に比べ、公共施設建設等の整備などの大きな事業がなかったため2億9,371万円、40.4%の減です。

平成26年度の主な事業として、東部防災センターの建設、水上ため池のしゅんせつ工事、農地農業用施設・林業施設の災害復旧、城山地区道路改良、須恵第一小学校耐震補強工事等がありました。

26年度の特別会計などへの繰出金は11億5,785万円で、1億807万円、8.5%の減です。主に国民健康保険特別会計、歳入の前期高齢者交付金が大幅に減額になったため、国民健康保険特別会計への繰出金が減額となりました。繰出金の主なものは、国保後期高齢者医療特別会計の約6億225万円、公共下水道特別会計の約2億6,574万円、介護保険事業の2億4,680万円です。

財政調整基金、減債基金は利子不動産の売払収入など、685万4,000円を積み立て、財政調整基金を取り崩さずに済みました。

財政調整基金と減債基金を合わせた基金残高は、28億6,814万円となっています。不納欠損が多かった原因は、職員の入力漏れによるもので、平成26年度の不納欠損は、遺漏分を平成22年度からさかのぼって、今回、一括して処理した結果244件、1,864万7,603円となりました。徴収率は93.9%、遺漏分を補正した場合は94.11%となり、0.21ポイント上がることになります。

質疑としまして歳入において、1款町税では、須恵町の公共事業を請け負う業者等に税金の未

納がないかなど税の滞納について。

1 2 款使用料及び手数料では、幼稚園使用料の滞納繰越について。

1 3 款国庫支出金については、マイナンバー制度を利用した詐欺等の防止、情報漏えい等のセキュリティについて。

1 4 款県支出金では、土曜日の教育活動推進事業県補助金の内容について。

1 6 款寄附金では、ふるさと応援寄附金の記念品について。

歳出において、2 款総務費では、土砂災害警戒情報・避難準備情報等のメール配信について。防災無線の調査・検証について。地方版総合戦略策定費の繰越明許費について。

3 款民生費では、臨時福祉給付金の不用額について。秋篠宮視察時設備設置・撤去委託料について。老人クラブ連合会補助金について。行政区ミニデイサービス事業事務費の各行政区の減額について。

6 款農林水産費では、有害鳥獣駆除の現状について。

7 款商工費では、商工振興費の繰越明許費 9 0 0 万円について。

8 款土木費では、環境整備作業員賃金の不用額について。橋梁長寿命化補修工事設計委託料の発注形態及び不用額について。

1 0 款教育費では、須恵東中学校備品購入費の不用額について。

その他では、不用額が多い場合の 3 月補正予算減額の執行について。

以上の質疑を踏まえ、討論・採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第 3 7 号平成 2 6 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1 8 4 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 3 2 億 6, 8 3 4 万 3, 2 5 6 円、歳出総額 3 2 億 6, 3 8 7 万 6, 0 2 9 円で、歳入歳出差引額は 4 4 6 万 7, 2 2 7 円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、1 万 8, 8 0 9 円とわずかながら黒字に転じています。

歳入合計額の予算に対する収入率は 1 0 0 %、調定に対する収入率は 9 0. 8 %ですが、国民健康保険税のみが 6 1. 9 %と大きく引き下げています。

歳出合計額の予算に対する執行率は 9 9. 9 %となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、国民健康保険税が 2 7 7 万 7, 0 9 5 円、療養給付費交付金が 1, 8 5 9 万 3, 7 1 5 円、前期高齢者交付金が 2 億 4, 7 5 0 万 3 6 7 円の増です。

国庫支出金は 1 億 2, 3 0 5 万 5 5 1 円で率にして 1 3 %、県支出金が 1, 9 0 9 万 4 6 2 円で 1 0. 6 %、共同事業交付金が 4, 1 0 5 万 3, 4 3 3 円で 9. 1 %の減、繰入金も 1 億 4, 4 0 4 万 2 7 1 円の減となっています。

歳出では、保険給付費が 2 2 億 3, 2 9 1 万 3, 3 2 7 円で、6, 4 6 5 万 7, 1 2 4 円の減、後

期高齢者支援金等は1,597万1,161円の増で4.3%の増となりました。

介護納付費も553万9,942円の増です。

26年度の国民健康保険税の徴収率は61.88%で、前年比0.91ポイント下回っています。収入済み額は5億3,968万9,208円となり、前年比277万7,095円の増です。

不納欠損額は4,517万4,872円で、前年度に比べ増大しています。これは、22年度に電算システムを変更し、新システムへのデータ入力漏れにより過去4年間分の不納欠損が判明したことによるものです。

26年度の医療費は減少していますが、一般会計から2億8,785万658円の繰り入れをしています。

質疑として、歳入歳出10款諸収入では第三者納付金について、歳出7款共同事業拠出金では頻回受診者訪問事業について、8款保健事業費ではマルチマーカー保守委託料についての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

議案第38号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、218ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,285万7,234円、歳出総額2億6,977万5,716円で、歳入歳出差引額は1,308万1,518円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.5%、調定に対する収入率は98.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.9%となっています。

歳入では、医療保険料が1億4,726万6,420円と繰入金7,219万8,761円が大半を占めています。

歳出では、後期高齢者医療、広域連合納付金2億6,334万2,118円が主なものです。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第39号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、236ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は10億9,940万9,737円で、前年度比4,766万939円の増です。

歳出総額は、10億9,265万9,283円で、前年度比4,787万3,614円の増です。

歳入歳出差引額は675万454円、実質収支額も同額です。

単年度収支は、21億2,675円とわずかに赤字決算に転じました。

歳入合計額の調定に対する収入率は97.8%で、前年度より0.3ポイント増となっており、収入未済額は前年度に比べ219万5,050円減少しています。

歳入では、町債が前年度比1,630万円の増です。

公共下水道への接続がふえたことにより、繰入金が2,000万3,000円、使用料等は1,413万6,000円の増となりました。

歳出では、総務管理費が前年度比7.3%増で、1,283万74円の増。

下水道事業費が3%増で、1,414万3,033円の増。

公債費が5.2%増で、2,090万507円の増です。

町債の今年度繰入金は4億1,150万円で、償還未済額は65億3,889万5,236円となっています。

下水道普及率は77.7%です。

歳入の1款分担金及び負担金で、受益者負担金滞納者のつなぎこみについての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第40号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、258ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,813万7,536円、歳出総額も7,528万687円で、歳入歳出差引額は285万6,849円、実質収支額も同額で黒字です。

25年度の繰越額を差し引いた単年度収支は、97万2,917円と赤字に転じました。

歳入合計額の調定に対する収入率は98.9%です。歳入では、繰入金が4,306万4,000円で、前年度比701万5,000円の減、14%減となり、負担金使用料も減となっています。

町債は2,090万円で、120万円の増となりました。

歳出は前年度比8.2%の減です。

事業費は1,232万6,067円で、前年度比669万3,966円の減です。

今年度借入額は2,090万円で、未償還額は5億2,365万1,989円となっています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について、営業実績は、給水人口2万7,321人で、前年度比283人増加しました。

年間総配水量260万5,599立方メートル、年間総有収水量243万2,693立方メートルで、2万6,220立方メートル減少し、有収率93.4%で、前年度比1.6ポイント悪くなりました。普及率99.4%でした。1立方メートル当たりの供給単価は上がり、給水原価は下がっています。

排水施設改良工事は、城山地区・3工区水道管改良工事ほか、20件が施行されております。

平成26年度の収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益5億8,608万7,864円に対し、同費用は5億3,795万2,111円で、差し引き4,813万5,753円の黒字となっています。

資本的収支では、浄水場耐震化事業及び緊急時連絡管事業の国庫補助事業継続に伴い、収入及び支出額が増加し、その他の収入は下水道工事に伴う工事負担金のみで、収入1億325万5,934円に対し、支出では2億6,211万4,157円となり、差し引き1億5,885万8,223円の不足額が生じており、損益勘定留保資金で補てんされています。

工事負担金は、下水道工事に伴う水道管移設保障費の減少により、2,400万円の減額補正となり、執行率は100.8%でした。

当年度の純利益は、4,813万5,753円となり、前年度比2,503万7,777円、108.4%の増に転じました。

当年度未処理欠損金はゼロ円で、前年度比7,633万2,889円の減となっています。

石綿管切り替え工事の進捗状況についての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより、議案第36号から議案第41号について質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。

あのね、決算審査特別委員会の委員長報告なんですよ。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） それで委員会は、議長を除く13人でやっています。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） いいですか、あなたは、出席されてましたね。

○議員（1番 児玉 求） ええ。

○議長（三角 良人） そんな中で、今回の質問は、今、委員長が報告したことについての質問になりますから。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） いいですね。委員長の報告に対する質問ですよ。

○議員（1番 児玉 求） いや……。

○議長（三角 良人） 委員長の報告に対する質問です。

○議員（1番 児玉 求） あ、はい。

○議長（三角 良人） ほかの質問だったら、委員会ではなくてはなりません。あなた、全員賛成になってますけど、欠席されてました。

○議員（1番 児玉 求） いいえ。

○議長（三角 良人） 出席だったんでしょ。

○議員（1番 児玉 求） 今から説明します。

○議長（三角 良人） 説明じゃなしに、質問質疑です。説明やない、質疑。

○議員（1番 児玉 求） 36号議案、37号議案、38号議案、42議案、43議案に関しまして、36から37、38議案は……

○議長（三角 良人） ちょっと、待って。それが何ですか。議案が全部違いますけど、質問が一緒ちゅうことはありませんよ。

○議員（1番 児玉 求） 36議案から、ちょっと。

○議長（三角 良人） はい。

○議員（1番 児玉 求） これは、予算審査特別委員会で、賛成の表明をいたしました……

○議長（三角 良人） 決定してますから。

○議員（1番 児玉 求） しましたが……

○議長（三角 良人） 質疑、質疑はですね。今、委員長が報告したことに対して、何のかんのの質問ですから。あなたが委員会で賛成したけど、どうのこうのありません。委員長報告に対しての質問してください。委員会で賛成したけど、関係ない。何で……

○議員（1番 児玉 求） だから、この本会議で反対表明を……

○議長（三角 良人） されません。（「ルールがあるんですよルールが」の声あり）委員会で、全員賛成と報告受けてます、私。

○議員（1番 児玉 求） だから、あれでございませよ、申し合わせ。

○議長（三角 良人） 違いますよ、ルールですから、議会の。

○議員（1番 児玉 求） ほかの自治体では、本会議で、反対返答できますよ。だから、特別委員会では、内容説明しますんで。その内容、36議案に関しまして、一般会計からですね、繰入金金が、25年から26年に対して、1億4,400万ほど減額されているわけですけども……（「議長、暫時休憩を提案します」「賛成」の声あり）

○議長（三角 良人） 動議でいいですね。暫時休憩して、委員会またしてください。お願いします。暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 議案第36号から議案第41号について質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。36号につい

て、討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 36号議案、決算審査特別委員会では、賛成表明をいたしました。この本会議で一般会計からの繰入金、25年に比較しまして26年では1億4,400万減額されておるわけですが、国の補助金を毎年払っているわけですから、これを引き上げる要求及び財政調整基金の繰り入れで、この国民健康保険税を引き下げると……

○議長（三角 良人） ちょっと待って。国民健康保険税は別でしょ。特会は。36ですよ、今、議案。一般会計の中にも、特会のほうの話じゃない。

○議員（1番 児玉 求） 一般会計の繰り入れの件ですけど。で、この繰り入れを減額するんじゃなく、ふやすという立場上、本会議での反対を表明いたします。

○議長（三角 良人） 違う、討論になつたらんでしょうが。何があつてどうだから私は反対しますという、その話をせにやいかん。ようわからんでしょ、皆さんが。何で反対かようわからんでしょ、今のあれじゃ。もう一度、児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） はい。36議案ですね、平成26年度一般会計の歳入歳出決定の認定について、決算審査特別委員会では……

○議長（三角 良人） いいからね、それは。どこを、だから、これに反対しますと言わな。わかります。

○議員（1番 児玉 求） 一般会計のですね、繰り入れが26年度が25年度に比べまして、1億4,400万減額されとるわけ。この減額は、国の補助金が減額されとるわけですけど、これを繰り入れを引き下げると、多くすると、言うことを私は要求としておりますので、また、財政調整基金を繰り入れるということも考えておりますので、この議案36号、本会議で反対を表明いたします。

以上。

○議長（三角 良人） はい、わかりました。賛成。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 6番議員、田ノ上です。今、児玉議員のほうから、反対の討論がございましたが、私は賛成の立場で討論させていただきます。

26年度の決算でございます。この26年度は、予算提出の時点からこの決算に至るまでの間で、児玉議員はほとんど関与しておりません。この議論を知らずに、決算を聞いているという立場でございます。そこで、繰り入れを多くしたいから、反対と今さらながらに、主張されるというのはいかがなものかなという感覚でございます。

なぜかならば本人も言っておられますが、特別委員会のときは賛成していると、その後意見が変わりましたと、ということは特別委員会において、漫然と議事に参加していたのかという思いでございます。そういうことがあつてはならないと思いますし、仮にあつたとするなら、ここで

反対の意思を取ってつけたようにやるべきではなく、きちんと勉強して来年の決算に向けて、今から予算をしっかり審議していただいて、自分の政治意志や目的を達成していくべきではなからうかと思っております。（「あなたも意見多いよ、あなた賛成討論だから」の声あり）はい、賛成討論ですね、そういった部分もありまして、今のすみません、反駁になってしまって申し訳ありません。ちょっと言いたかったものですから、大変申し訳ありません。

大変に町の決算としては、よくできたものだと思っております。繰り入れもこれは本来、国保に持っていくべき財源ではないわけですから、これを少なくするという事は町財政の健全化に向けて、大きく資するものであって、大変よくできた決算だと思います。

以上によりまして、私、賛成の意見を述べます。

○議長（三角 良人） ほかに。（「はい」の声あり）1回だけです。討論は、1回だけ。ほかに。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 児玉議員が反対された理由に対して討論をいたします。

一般会計の繰入金国保での繰入金、少なくなったということは、いいことですので、これは町にとっては財政上いいことですので。そして、国の補助金アップというのは国の問題ですので、これはちゃんと計算上、計算がありまして、それに伴った支出でございますので、一応私は、一般会計の決算については賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。これで討論を終結します。

よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第37号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 先ほども話しましたが、26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算審査特別委員会では、賛成でありましたが……

○議長（三角 良人） あのね児玉議員。前置きはいいいから、何々が何だから、反対しますで、ようございますから。

○議員（1番 児玉 求） はい、先ほども申しましたとおり、一般会計からの繰入金が減額されると1億4,400万、先ほどもお話ししたとおり、国の補助金を引き上げる要求を持ったり。また、財政調整基金から繰り入れるということを要請するという立場上ですね、反対を表明します。

また、ここで、収入の資産の少ない人が加入するのがほとんどであるわけですが、低所

得者の命と健康を守ると重要な社会保障があるにもかかわらず、この国民健康保険自体の制度が、やはり国の援助がないと成り立たないという状況がございますので、国の補助はやはり常々要求すべきだと思っております。保険料を引き下げるということを私は前提に考えております。庶民の限度額を引き下げると。

で、この交付金の国の負担の割合をもとの数字に戻すと1980年、84年、国の補助が45%だったものが、現在大体、38.5%ぐらいに、年々引き下げられております。

で、この滞納者に対する保険証の取り立て、これは払えれば払うんですよ。払えないから、払えない人が保険証の取り立て、資格証とか短期証明書とかしまして、やはり町民が公平にと言いますか、横を向けられるというふうに、やはり町政としては進んでいかなくちやいかんという点におきまして、37号議案反対の表明をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） はい、ほかに。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 私は、今回の特別会計ですね、37号議案賛成の立場から討論させていただきます。

さまざまに、制約の多い国保会計でございますが、その中で、医療費の多いこの須恵町の国保を維持するために大変な努力をして、毎回、こういう形で決算をされている、そういった部分ではよくできた決算でございますし、反対する理由はない、ただ今、反対意見もございましたが、保険料を安くしろとかいう話が出てましたし、払えるなら払うんですよという話もありましたが、こちらだって、こちらじゃない会計政策担当のほうでも、安くできるんなら安くするんですよと、そういう気持ちでやっておられるのは重々私も承知しております。この執行部の努力には、敬意を表し、今回はしっかり賛成をしてみたいと思います。

なお、財調をどんどん入れて安くするとか言う意見もありましたが、余りの経営感覚のなさで、これはばらまきをするのと同じであるというふうに思っております。そういった意味で、今回、37号議案には私、賛成を表明いたします。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 児玉議員の反対に対して、賛成の立場で討論をいたします。

まずは、一般会計からの国保への繰入金は、今回少なくなっており、医療費削減に非常に努力をされていると思っております。

また、低所得者への国保の税は軽減措置がとられており、低所得者にはそれなりの軽減措置をとっておりますので、それはちゃんと措置されております。

また次に、国への補助金の要求でございますが、これはここで審査すべき内容ではないので、意見書等の提出等で国へ意見を述べていただければと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 児玉議員の反対意見に対して、私は賛成、この議案に対しての賛成でございますが、先ほどから同じこと言っておられますけども、一般会計の財政調整基金と国民健康保険税は全く関係ございません。

また、繰出金が少ないということが、町の財政に何も、国民健康保険がどうのこうののではなくて、全体的に見ますと町の財政でございますので、先ほどから重複しますけども、低所得者、高所得者とは差をつけてありまして、ちゃんとこの会計はきれいにできておるところでございます。それに対しての意見等をこの場で言うことではないと思いますので、私はこの議会において、児玉議員の反対意見の意味がわかりません。

○議長（三角 良人） それは、意見やからだめ。討論だから。ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第37号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第38号について、討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 38号議案、須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算審査特別委員会で賛成を……

○議長（三角 良人） それは言わんでいいと言ったでしょ、さっき。何で反対かを言ってくださいと。

○議員（1番 児玉 求） はい、はい。反対意見を申し上げます。

後期高齢者医療費75歳以上の高齢の方に、これ以上、医療の負担をさせないということで、子どもも、お年寄りを大切にす町政として、少しでも負担軽減のために、この本会議で反対の表明をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 中身は何もないんですか。ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第38号平成26年度須恵町後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第39号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第40号について討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第40号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第41号について討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第10. 議案42号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例、総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案書9ページです。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の制定に伴い、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、須恵町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じたので、提案をするものです。

条例改正の主な点は、1、マイナンバー制度実施に伴う番号法の制定により、従来の個人情報に加えて個人番号を含む特定個人情報を条例に規定すること。2、特定個人情報の取り扱いにつ

いては、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものである。特定個人情報保護評価を実施すること。3番目に、特定個人情報保護評価については、須恵町情報公開個人情報保護審査会の意見を聞くこととし、14ページ、附則第3項より、須恵町情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正し、審査会の訴訟事務を追加するもの。以上が主な内容です。

15ページ、新旧対照表により説明します。

第1条目的ですが、従来の個人情報に加えて、特定個人情報を規定する。

第2条第3号から第5号は特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルの定義、そして従来の3号が6号に号ずれでございませぬ。

第3条は、自治機関の責務について、特定個人情報の保護の措置を加える。

16ページ、第6条の2特定個人情報保護評価について、須恵町情報公開個人情報保護審査会に意見を聞くものとする。

第6条の3第1項は、特定個人情報ファイルの保有等に関して、審査会に事前通知すること。

17ページ、第2項は、前項に例外規定を設けたもの。

18ページ、第6条の4第1項は、特定個人情報ファイル後の作成及び公表についての規定。第2項は、前項の例外規定。

16ページ、7条は、一部文言の削除。

第8条、個人情報の量及び提供の制限について。8条の2は、1項から4項まで特定個人情報の利用制限について従来の8条の2が8条の3に条ずれです。

20ページ、第9条第1項は、個人情報の適正管理について、特定個人情報を加える。

第11条第1項は、自己情報の開示請求について、個人情報を加えて特定個人情報を含むものとする。

21ページ、第2項は、開示請求について代理人の規定。

第18条は、開示請求の期限。第18条第1項中、15日以内の次に特定個人情報に係る開示決定等にあつては30日以内を加え、同条3項中、45日以内の次に特定個人情報に係る開示請求にあつては60日以内を加える。

22ページ、第22条第23条は、従来の個人情報の自己情報の削除及び中止の請求であるのに対し、第23条の2は、特定個人情報の利用停止の請求の規定の追加。

23ページ、第27条の2は、情報提供等記録の提供先についての規定。

第34条は、出資法人の個人情報の保護について、特定個人情報を加えるのですが、現在、須恵町が2分の1以上、出資している法人はありません。

24ページ、第35条第2項の規定は、従来の個人情報の自己情報に開示または訂正について

は、他の法令に規定があるときは、その法令に従って開示または訂正を行いますが、特定個人情報については、他の法令に規定があっても開示または訂正を行う必要があるので特定個人情報納付と規定するものです。

第38条は、罰則の規定に特定個人情報を加えるものです。

次に、須恵町情報公開個人情報保護審査会の条例の一部を改正する条例ですが、第2条の訴訟事務に第5号で、特定個人情報保護評価に関する事務を追加するものです。

14ページに戻っていただきまして、附則の第1項で、施行期日について。この条例は、平成28年1月1日から施行することになっております。例外で第1号は、第6条の次に3条を加える改正規定は公布の日からとなっております。

第2号は、第27条の次に1条を加える改正規定は、番号法の附則に規定する施行の日とする。予定でございますが、29年1月です。

質疑でございますが、特定個人情報の開示請求は誰でもできるのかという質疑に、個人情報の開示請求は、本人または法定代理人でなければならなかったが、特定個人情報の開示請求は、本人の委任を受けたものであれば、誰でも開示請求ができるとの答えでございました。

また、今回の番号制度により滞納者などの居場所がわからない場合、わかりやすくなるのかという質疑に、居場所まではわからないが、所得の把握など税を付加することに利点があるとの答えです。

委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） このマイナンバー制は、政府が個人の情報を一括管理し、情報の漏えいが心配されると、また中小零細企業では、この事務処理等、非常に煩雑になりその経費に対応ができない。

○議長（三角 良人） 質問ですよ、質疑だから。討論やないよね。質疑ですよ。

○議員（1番 児玉 求） 討議でいたします。

○議長（三角 良人） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） このマイナンバー制は、個人情報は国が一括管理するので情報の漏えいも心配されてます。これは、特に中小自営業者は、その事務処理等非常に経費が係り、なかなか対応できないということで、本会議で反対を表明いたします。

○議長（三角 良人） 討論はありますか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 私は今、報告を申しましたけれども、これは事務がスムーズにいく

ための法律と、今番号制にしては、セキュリティーは問題などにはありますけども、それはあつてはならないことではあります、滞納者とかいろんな面に関しまして、この番号法が、私は最高に誰でも、わかりませんが、番号法によって事務が進むということには行政誰でもしやすくなるということで、私はこの番号制の導入を賛成いたします。

また、これは国で決まったことですので、国で決まったことに対して、うちの条例改正でございまして、私は賛成いたします。

○議長（三角 良人） ほかに、これにて討論を終結します。

よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書25ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号の再交付手数料を定めるとともに、個人番号カードですね、住民基本台帳法の一部が改正されたことから、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

28ページの新旧対照表をごらんください。10月1日から順次届けられる通知カードの紛失等に対する再交付手数料を定めています。

29ページの新旧対照表をごらんください。来年1月から希望者に個人番号カードを公布いたしますが、それに伴い、住民基本台帳カードの交付はなくなり個人番号カードに切りかわってまいります。そこで、住基カードの交付手数料を廃止とし、新たに個人番号カードの紛失等による再交付手数料を定めます。

質疑として、カード再交付に係る紛失・喪失・損傷の程度についてありました。これについて

は、基本的に自治体の判断で再交付をするが、紛失については警察への紛失届を要し、損傷についてはチップの情報を読み込めるか、専用の機械で検査するとの回答でした。

また、カードに内蔵されるチップの有する磁気等の影響についてありました。これについては、心配するほどの問題はないであろうとの回答がありました。

討論として、マイナンバー制度に反対する立場からの反対意見がありました。

附則としてこの条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

文教厚生委員会、賛成多数で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） これは、マイナンバー制そのものが、私は反対でございますので、その手数料の変更に關しましても、同一反対を表明いたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに討論は。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 須恵町手数料条例の一部改正の議案でございます、この議案は。個人番号カードの再交付の手数料を幾らにするかという問題でございますので、国のマイナンバー制度そのものの問題ではないと思いますので、私はその観点から賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第47号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第47号自治功労者の推戴についてを議題といたします。総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第47号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案書の36ページです。

指名、稲永張美。住所、須恵町大字須恵377番地100。職歴は、須恵町の特別職を15年

勤められました。経歴は、10ページのとおりでございます。

須恵町表彰条例10条1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

委員会全員で賛成です。賛成で同意といたしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第47号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、昼食休憩といたします。再開を13時といたします。休憩に入ります。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13. 議案第49号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第49号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第49号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書15ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,967万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,879万9,000円とする。

2項、予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の廃止は第2表地方債補正による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

18ページ、第2表地方債補正。

1、廃止、起債の目的、須恵東中学校大規模改造事業債、限度額1億2,620万円は、事業の中止のため起債を廃止しています。

19ページ、第3表債務負担行為補正。

1、追加事項、須恵町多目的公園（仮称）整備工事に伴う調査設計業務委託期間、平成27年度から平成28年度まで、限度額4,400万円、文化会館空調更新工事、平成27年度から平成28年度まで、1億6,500万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、平成26年度借入債償還分、平成27年度から平成34年度まで、1,450万3,000円、粕屋南部消防組合負担金、平成26年度借入債償還分、平成27年度から平成36年度まで、723万4,000円です。

予算補正、20ページ、歳入ですが、主なものを報告いたします。

13款2項国庫補助金、須恵東中学校大規模改造事業取りやめによる6,666万6,000円減額です。

14款2項県補助金、農村環境整備事業費県補助金700万円。

15款2項財産売り払い収入不動産売り払い収入250万8,000円で、植木のヲシガ浦町有地道路226.29平方メートルを売却し、財政調整基金に積み立てます。

22ページ、18款繰越金は、今回の歳出補正額に財源を充当してなお不足する額に、前年度繰越金7,257万5,000円を充当して財源措置をしています。

20款町債は、須恵東中学校大規模改造事業債の廃止により、1億2,620万円の減額です。

24ページ、歳出では、全体を通して4月の人事異動に伴う職員の人件費と不足する金額の補正です。

それ以外の主なものは、1款議会費では、常任委員会の管外視察研修費285万円。

2款1項総務管理費では、須恵町多目的公園（仮称）の地歴調査、整備工事に伴う調査設計業務委託料3,040万円。

13目マイナンバー制度に伴う電算関係の補正、業務システム再構築事業システム改修業務委託料1,045万4,000円、負担金補助及び補助金1,590万1,000円です。

30ページ、6款1項農業費では、新法尺井堰油圧機取り替え工事請負費2,128万2,000円、山大道ため池改修工事請負費1,600万円です。

32ページ、10款3項中学校費では、須恵東中学校大規模改造事業費2億4,106万円の減額です。

質疑として、マイナンバーを使用して窓口ではなく番号カード用自動交付機で書類を受け取る時の手数料・窓口案内係等の人員補充について、不動産売り払い収入の売却地の場所について、児童遊園管理の担当課について、児童遊園のフェンス設置について、福岡ブロックふるさと運動事業についてがありました。

以上、予算審査特別委員会審査の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第49号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14．議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第50号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第50号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。

別冊補正予算書の36ページでございます。第1条、平成27年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。以下、2条と3条は、実地計画内訳書にて説明いたします。

37ページでございます。第4条、企業債の限度額の補正です。起債の目的、水道企業債変更前限度額6,660万円を変更後7,630万円に、970万円の増額です。国庫補助金の確定に伴うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、従来どおりとなっております。

38ページでございます。第2条の収益的収支の支出38万2,000円の増額は、労務単価の改定に伴うものでございます。

第3条の資本的収支の収入3万3,000円の減額は、浄水施設耐震補強及び緊急用連絡管に伴う企業債の増額及び国庫補助金の確定に伴う減額でございます。

なお、資本的支出額に対し不足する額1億8,933万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんいたします。

以上、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第50号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第51号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第51号工事請負契約の締結について、議案書追加議案書でございます。

1ページでございます。総務建設産業委員会の報告をいたします。

工事名、アザレア幼稚園建設工事。

契約の方法、指名競争入札。

請負金、7億3,440万円。

請負者、因・吉松建設工事共同企業体代表者、糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2因建設株式会社代表取締役因善一、糟屋郡須恵町大字須恵812番地の1吉松建設株式会社代表取締役吉松修。

契約保証の方法、契約保証金（履行保証保険証券）請負金額の10%、7,344万円。

工期・条件、工期契約の効力を生じた日から至る平成28年7月29日。

質疑は、入札参加業者の数はということで、Aグループ8社、Bグループ8社、Aグループ8社は、Aランクの840点以上でございます。Bランクにつきましては、地元の業者等でございます。落札率97.98%でございます。

委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論

なしと認めます。よって、議案51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第51号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議員提出議案第2号

○議長（三角 良人） 日程第16、議員提出議案第2号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） お手持ちの参考資料がいつてるとお思いますんで、御参照のほうをよろしくお願ひしたいとお思います。

議員提出議案第2号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則。

提案理由といたしましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席届について新たに規定するものであります。

新旧対照表を今開いてあるとお思います、第2条2項に「議員が出席のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」を追加するものであります。

附則としまして、この規則は交付の日から施行します。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。よって、議員提出議案第2号について採決に入ります。議員提出議案第2号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議員提出議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第17、議員提出議案第3号須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 議員提出議案第3号須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

お手元のほうに参考資料がございますので、御参照のほうをお願いします。

提案理由といたしましては、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについては削除するものであります。

新旧対照表でございますが、第4条第1項第1号中に、改正前、銃器、棒、つえ、その他の「つえ」を削除し、改正後、銃器、棒、その他に改めるものであります。

附則といたしましては、この規則は交付の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 今のつえの問題でございますけれども、原因としてどこまでがつえなのかです。その辺を委員会で話をされたのかどうか。松葉づえとかいろんなつえがありますので、木といいますかね、ということで、その辺の報告を求めます。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 委員会で審査しておりません。

○議長（三角 良人） しとらんねえ。全協でしか。話出よったでしょ。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 出ました。

○議長（三角 良人） ねえ。委員長一応答えてください。

ああ、俺か。（笑声）

別でな、ちょっと猪谷議員から。

○議員（8番 猪谷 繁幸） ここでいいんですか。

○議長（三角 良人） この前の話、そこから、そこでいい。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 一応、そういう話が出て、高齢者が多いうことで、松葉づえについてもやっぱりそれも一応認める必要があるんじゃないかという話で、全員協議会ではそういう話になっております。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議員提出議案第3号について採決に入ります。議員提出議案第3号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議員提出議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第18、議員提出議案第4号安全保障法制の慎重審議を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） 発議第4号、提出者児玉求、賛成者白水勝元氏。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書案。

ただいま参議院で審議中ではありますが、安全保障法制は、1つ、憲法違反だということ、2つ、国民の理解をついに得られなかったこと、3、許しがたい自衛隊中枢の暴走の3つの大問題がはっきりしたと強調しております。特に、集団的自衛権行使で安倍首相は、邦人輸送中の米艦隊、ホルムズ海峡の機雷捜査といったいずれの法案の根拠となる事例も、これは破綻しております。集団的自衛権の行使は、相手国から見れば、事実上日本による先制攻撃になる。相手に戦争を仕掛ける材料になるということに及びます。これが集団的自衛権の本質があると。

また、戦闘地域に自衛隊が行き、武器・弾薬、この提供、これは航空機への、給油・整備、これは米軍などの後方支援、これは兵站と言われておりますが、戦争行為でありますので、これも違反するということでございます。

また、敵潜水艦を攻撃するへりでの空軍による給油、まさに米軍と一緒に戦争するという以外の何ものでもないということです。

また、来年の夏までに米軍幹部に約束した河野克俊統合幕僚長の会談、約束できる立場でない者に約束してくると、非常に軍の暴走だということでございます。資料も提出しております。

そうしまして、糟屋郡7町のうち4町が、この安全保障に対する廃案は粕屋町、あと慎重審議は宇美町、志免町、久山町が可決しております。7町のうち4町で可決しております、須恵町、篠栗町、新宮町がまだ可決しておりません。やはり須恵町議会としましても、この慎重審議を求める意見書を採択していただきたいとこのように思い、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 質疑をさせていただきます。数点の質疑をさせていただきますが、提出議員は演説せず簡潔に答えていただきたいと思っております。

まず、この文書の出自でございます。御自身で書いたものとは思われませんが、どこから出たかということで、日本共産党所属の議員でございますので、党関係のほうから出ている文書だと理解しておりますが、一応念のため聞かせていただきたいと思っております。お答えを願います。

続きまして、この提出先でございます。この意見書本文には、内閣総理大臣、また衆議院議長、

参議院議長が宛先になっております。提出議員、先ほどからおっしゃっておられるように慎重審議を求める意見書でございますが、衆議院での審議は既に終了しております。衆議院議長に慎重審議を求めるのは無意味だと思われませんが、いかがでしょうか。お答えを願います。

また、参議院議長の名前もございますが、既に今週にも結審を迎えようとしておりまして、委員会も本日が締めくくり質疑ということで、意見書を提出する余地はございません。既に時期を逸していると思われまして。これは事前に予見できたことであり、間に合わないのがわかっていながらそれでも審議を求めるということは、これは提出議員のパフォーマンスとも思いますが、何ゆえ審議を進めるのか伺いたい。いかがでしょうか。

それと内容についてでございます。ただいま提案理由の説明でも縷縷言っておられました。ただ、ちょっと説明がなかなかわかりにくいものもありましたので、この意見書の内容から内容についての質疑をさせていただきたいと思っております。

意見書のこの前半、さまざまに書いてありますが、今までの国会審議により全て回答済みの部分ばかりではなかろうかと思っております。意見書に「関心事」とございますが、国会の議事録を読めば済むことであると思っております。だから、これは聞かないということですが。

今度、続きまして「歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を大きく変えようとする法案」との文言がございますが、これも意味がよくわかりません。安全保障体制を大きく変えると、これは政府が表現したのでしょうか。今までの国会答弁によっても、この法案によりアメリカとの同盟関係が変わらず、日本の専守防衛も変わらず、日本を守るための自国防衛を目的としていることも変わらない。要するに、安全保障の体制は変わっていないと思うものです。これは歴代政府が踏襲してきたもののままだと言えらるわけですが。いろいろ戦争戦争と言っておりましたが、憶測、決めつけはよくないと私は思います。提出議員は、国会で明解に答弁がされているのを知らないのか、もしくは国会答弁を信用していないのか、どちらでしょうか。これも回答を願います。

以上、質疑です。御回答をお願いします。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） お答えします。

まず、この意見書の案ですが、これはわれわれ各自治区で粕屋町、志免町とかございますが、そういったところで提出されました意見書を参照しております。

それともう一つは、この歴代政府が踏襲してきた安全保障法制、これ大きく変えるということなんです。歴代自民党は、専守防衛ですね、攻められたらそれに対応するというところでございますが、今度のこの集団的自衛権行使容認というのは、第三国に行きまして、同盟国、米国が危険な目に遭うというときに海外に出動してこの戦争を行うと、そうしまして、この憲法9条で……。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。違う、待って。ちょっといい、私が質問し直すけん。

提出先、衆議院に出すが、それはどうかという意見ですが、それは。

○議員（1番 児玉 求） 衆議院では通過しとるわけですが、これは日付が8月23日ですから衆議院も入っとるんですが、この法案は可決した……。

○議長（三角 良人） そうじゃなくて、衆議院議長に提出する理由があるかっていう質問。

○議員（1番 児玉 求） もちろんございます。

○議長（三角 良人） 何で。

○議員（1番 児玉 求） 審議では可決しておりますが、この法案は、例えば可決された後も、これは引き続き、それで問題が解決するというものではございません。

○議長（三角 良人） 違うでしょうが。安全保障法制の慎重審議を求める意見書でしょう。

○議員（1番 児玉 求） ええ、そうです。

○議長（三角 良人） 慎重審議が終わって、衆議院で通過したよって言っているんですよ、田ノ上議員が。そこに出す必要があるか、どうですか。出さないかんとですか。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、出す必要があります。

○議長（三角 良人） あると。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） それは何で。

○議員（1番 児玉 求） 先ほどお話ししたとおり、きょうにでも採決というふうな状況になっとるわけですが、この問題はこの法案が可決して終わるとい問題ではございません。

○議長（三角 良人） だから違うでしょうが。あなたの意見はいいからね、提出のこの意味をちゃんと説明しなさいって私は言ってる。

○議員（1番 児玉 求） 慎重審議なので……。

○議長（三角 良人） 終わっとっちゃん。

○議員（1番 児玉 求） まだ会期は27日まであるわけです。

○議長（三角 良人） 衆議院通とうでしょうが。そやけん、それでも出さないかんとですか。

○議員（1番 児玉 求） 出さないけません。

○議長（三角 良人） わかりました、はい。参議院は、参議院に対して出さないかんね、今ありようけど。

○議員（1番 児玉 求） もちろんです。

○議長（三角 良人） はい、それは。

○議員（1番 児玉 求） 会期が27日まで延長されておりますんで、そして皆さん御存じのとおり、このアンケートもあるとおりでございますが、国民の今国会でのまず反対意見は60%、今国会で可決する必要がないという意見が約8割以上あるわけでございます。それを数の多数で

強行するっていうのは、議会をないがしろにする行為でございますんで、27日まであるわけでございますから、もう少し慎重にしてわかりやすく説明する、ないしわかりやすくと申しますか、国民はわかるとるわけです。安倍首相がそう御自分でおっしゃるのは、安倍首相自体が御理解されてないだけでありまして、審議すれば審議するほど国民は理解しまして、安倍首相の支持率、またこの法案に対する反対意見がふえとるわけです。ですから、27日まではあるわけですから、やはり丁寧に説明して国民の審判を受けるということが大事になってきます。

先ほど田ノ上議員が申ししておりましたが、変わったと申しますのは、歴代自主防衛、専守防衛、攻められたら已む無いという形であります。しかし、今度は海外に行きまして、アメリカ軍の指示のもとに、我が国に影響を与えない国に対しまして、アメリカが戦争を仕掛けられるということで、行って、それで戦争を起こすということでございますんで、全く解釈を変えた文で180度考え方を変えた意見になっております。ですんで、これは断じて許すべきことではないと思います。

あと……。

○議長（三角 良人） 国会の答弁を聞いてからの判断でしょうかということですが。

○議員（1番 児玉 求） それは私、田ノ上議員にお話ししたい。あなたはこの今私がお話した、ずっと自民党の歴代派閥がありまして、右派左派ありまして、こういう安倍さんみたいな改憲はなかったわけです。そうしまして、この解釈を変えるだけで海外に行って戦争をすると、そういうことはこれは憲法学者も言うとし、前の最高裁裁判長も言っとるわけです。ましてや、一番大事な国民の半分以上が反対して、戦後70年、原爆を落とされて我慢して、平和をずっと培ってきて、何でこの時期に安倍さんの一内閣が憲法を変えて戦争をしなくちゃいかんのですか。国民が反対してるじゃないですか。

[発言の声あり]

○議長（三角 良人） 違う。国会の答弁あったでしょう、質疑応答で、審議が。それをあなたは聞いてどう判断しましたかということ、あなたの持論じゃなくて、それを言ってください。

○議員（1番 児玉 求） だから、先ほどから……。

○議長（三角 良人） あんた、見てます、国会討論は。テレビ中継とか。

○議員（1番 児玉 求） なぜそういう質問が出るんですか。

○議長（三角 良人） そういう質問やから、今。田ノ上議員からその質問ですもん。質問に対してちゃんと答えなさい。

○議員（1番 児玉 求） 安倍首相は、国会答弁でも平和を守るために……。

○議長（三角 良人） あなたの持論じゃなくて、答えてください、とにかく質問に。

○議員（1番 児玉 求） いや、その……。

○議長（三角 良人） そやけん、今国会の審議を見てからちゃんと考えてますかって言われてるけん、あなたは見てないじゃないと。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、もちろん国会審議も見てますし、新聞も見てます。
以上です。

○議長（三角 良人） はい、わかりました。

○議員（6番 田ノ上 真） 回答が不十分じゃないかと思えますけど。

○議長（三角 良人） うん、ちょっと中身が。

○議員（1番 児玉 求） どの部分ですか。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 2問目ですんで、もったいないんで、2往復目ですね。

最初の回答は、よそで出したものをベースにしてるといふ、これも答えになってませんが、言うまでもなく日本共産党の主張をここで出してるのであろうと、私は今のお答えで確信いたしましたので、それで進めさせていただきます。

共産党さんの主張ということで、須恵町の公益性に資するということで少し立ち入らせていただきますと、6月の定例会で反問権がない町長が疑問を持っておられましたのを私はここでちょっと披露したいなど。皆さん、現場おられたんでその耳で聞いておられると思いますが、議事録を準備しておりますので、少々読ませていただきたいと思います。

もともと憲法9条ができたときは、今共産党さんは護憲派でございますけれども、共産党だけが憲法9条に反対をされたわけでございます。それは、いわゆる自衛もやれないと、自衛戦争もやれないんだということから反対をされたというふうに聞き及んでおるわけでございますが、そのときに、憲法9条は一個の空文であると、空の文であるというふうなコメントまで出されておられた御党でありますけれども、今は護憲派の第一党であるというふうなことでございまして、その党がどのようにしてそういったことになってしまったのかと

これは町長が疑問で言われたことですが、反問権がございませんので、このとき児玉議員は回答する必要がございませんでしたが、せっかくの機会でございますし、これは町益に資する質問ではなかろうかと思っておりますので、これにお答えいただきたいと思います。

そして、提出先につきまして、会期が27日までであるので、衆議院議長にも参議院の議長にも出す理由があるとおっしゃいました。確かに27日まで会期はございます。しかしながら、どうも私の言葉が通じてないようで、もう既に終わってるということを私は言って、時期を逸しているというふうに言ったわけです。非常に通じないものがある残念ではありますが、地方自治法99条に「普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる。」とあります。この時期を逸した意見書を提出

しようとする行為に、須恵町の公益性があるのかいうことでございます。意見書提出の発議は議員が行うものであり、発議があれば議会は議事日程に掲げ、議題に供することになります。しかしながら、時期を逸した意見書を議題に掲げようとするのは、議員に与えられた権力を濫用する行為と言わざるを得ないと思います。私としては、提出議員には猛省を促したいという思いでございます。

そして、内容についても、恐らく集団的自衛権のことをおっしゃるのであるかと思いましたが、最初に、演説をせず簡潔に答えていただきたいと、私言いましたにもかかわらず、しっかり演説をなさって、残念ながらその内容が私よくわかりませんでした。やはり、しっかり議事録を読んで。政府は答えております。答えをもとに、もう一度自分の考えを練り直したほうがいいのかと思いますし、その明解な答えを信用できないというならば、選挙で選ばれた人間を信じられないというならば、これは民主主義を否定しております。われわれも選ばれてこの議場にいるわけでございます。議場に立つ資格がないということになってまいります。

こういったことをもう一度お答えいただきたい。さきの町長の疑問に対する部分の共産党さんの昭和21年のコメントです。憲法9条は一個の空文であるといったところ、今どういう経緯でこれほどまでに9条を守る政党に変わっていったのか、これ御披露願いたいということです。そして、権力の濫用ということでございます。これも私が言いつばなしでは一方的になりますので、御返事願いたい。そして、最後に言いました、政府の言うことも、国会議員、総理大臣、民主的に選ばれた人たちの言葉を信じないなら、それはみずからを否定し、民主主義を否定してるということです。お答えを頂戴したいと思います。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 田ノ上議員の言われることがよく理解できんわけですが、まず憲法9条が戦後のなぜ共産党は護憲派になったのかということに関しましては、正式にこの場では準備しておりませんので、正式に文書で提出いたします。

それと、私がお話ししましたのは、この安全保障法制が、率直に申し上げまして、まともな、安倍首相が答弁をされてないということでございます。それは私が申し上げるまでもなく、新聞、テレビ等でごらんになれば、国民の約60%が反対、今国会の成立を……。

○議長（三角 良人） さっき聞きましたからですね、時期を逸してはせんでしょうかというように教えてください。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） その意見は聞きました。

○議員（1番 児玉 求） はい。先ほども申しましたとおり、これは今審議中でございますので、参議院で審議を要する、きょう可決したということかはわかりませんが、だから審議中、継

続しとるわけでございますんで、時期がどうのということじゃなくて、そして事の重要性も、時期が全然おくれるというようなことで田ノ上議員は言われますが、事の重要性を公明党の中でも、学会員の方からも批判が出てますでしょ……。

○議長（三角 良人） うん、違う。

○議員（1番 児玉 求） はい、でもちょっと言わせて。そういう中であって、新聞を読んでも、いただきたいのはあなたのほうです。もっと勉強してください、私に言う前に。

以上で、答弁を終わります。

○議長（三角 良人） もう1つ何かなかったかな。もう1個何かなかったかな。

○議員（6番 田ノ上 真） 何ゆえ国会の答弁は信用しないのか。

○議長（三角 良人） もういいでしょ。

○議員（6番 田ノ上 真） いいですね。

○議長（三角 良人） ほかに。原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 今、提案の理由とかを聞かせていただきました。今、この提出っていうのは、この意見書を出すか出さないか、これもう見れば大体わかりますし、ここで皆さん判断してあると思います。ですから、議長にはこれを出すか出さないかの採決を早急に求めます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） いいですか、それで。賛成の方。違う違う違う。今の意見に、原野議員に対して。はい、わかりました。これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 集団的自衛権は、我が国を守るための、抑制するための法案でございますから、同盟国等の応援は、私は守ってる限りは手伝いはしなきゃいかんと思います。仮に、手伝いもしなくてお金だけ出して助けてくださいって、誰が助けますか。先進国の中でも日本ぐらいなもんじゃないでしょうか。よそが防衛力が増加しよう中で、この日本だけが何もしない。これが抑止力であると思いますので、日本の平和を守るならば、この集団的自衛権は私は行使すべきでありますから、この意見書を出すのに私は反対でございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 集団的自衛権行使容認っていうのは、ずっと自民党も専守防衛で戦争を仕掛ければそれに対応するということでございますけど、この集団的自衛権っていうのは、アメリカがどっかの国に攻撃されると、その可能性があるときに海外に出かけて行ってアメリカと一緒に武器を持って戦争をするということでございます。これを行使するっていうことはどうということかという、武力で北朝鮮もしくは中国、私たちはあなたたちに関係なく攻撃を仕掛けるよ、戦争を仕掛けるよということを暗にこちらから提案してることなんです。そして、アメリ

力が今までずっとベトナム戦争、イラク戦争にしましても、これはデマ、でっち上げでし始めた戦争なんです。トンキン湾事件も、アメリカが空港が攻撃されたって、それもうそ、イラク大量破壊兵器もうそ。武力で、私は武器を持つとるからお前は俺の意見に従えって、中国、北朝鮮に。そういうことで話がまとまるわけじゃないですか。いろいろな問題が根回しをされますでしょ。根回しをして中国……。 (発言の声あり)

ちょっと大事なところなんです。だから、話し合い、今までその政治をやってこなかったから、経済では中国と日本の経済は非常にマッチして。だから、戦争をせんような話し合いをする政治家が今までいなかったから今の状況だから。これからも武力じゃなくて、武力で何がよくなってきたですか、全然よくなってないんですよ。だから、話し合いによって日本が中国なら中国、北朝鮮なら北朝鮮にできることをお互いに……。

○議長(三角 良人) 違うって。これにあなたは賛成する立場になってるから、これはこうだから賛成。的確に賛成意見を述べてください。的確に、これに。意見書を提出することに賛成の答弁だから。

○議員(1番 児玉 求) はい。

○議員(7番 松山 力弥) 児玉さん。あなたに対して、私が反対意見を申しました。あなたが賛成だから、賛成意見を簡潔に……。

○議長(三角 良人) そこで説明せんで。

○議員(1番 児玉 求) はい、簡潔に申し上げます。

これは3つの要件で、憲法違反だと、国民の理解を得られてないと、自衛隊の暴走というのがありますんで……。

○議長(三角 良人) 最初に聞きましたね。

○議員(1番 児玉 求) はい、それで。

○議長(三角 良人) はい、それでね。

田ノ上議員。

○議員(6番 田ノ上 真) 反対の立場から討論させていただきます。すみません。

この意見書は、大変残念な内容でございます。先ほど来言っておりますように、まもなく参議院でも結審されるであります。長期間にわたる審議でございました。当初、野党の主張において、この安全保障という極めて国際政治的な案件は憲法問題にすりかえられ、9条をめぐる神学論争と成り果ててしまった感がございます。

ただ、ここ最近、野党は法案の枝葉末節に細かな議論をしかけ、時間切れを狙っているようでもございます。慎重審議といいながら廃案を目指してるのが明らかであり、実際に廃案を叫んでいます。廃案にすると、時代おくれの不備な法制度の中で、日本は国際社会に対峙していかな

なければならないということになります。そう考えると、この法案が潰れて喜ぶのは、日本の領土を狙い、日本の国益を奪おうとする隣国だけではないのかと思わずにいられないものです。野党の方々にその意識があるのかなのか、それは私知りませんが、懸命に廃案を目指すその姿勢に疑問を感じるものでございます。本来議論すべきなのは、日本の防衛であり国際貢献です。必要なのは、日本の平和と国民の安全、そして国益を守るための議論です。冷静かつ論理的に積み上げていくべきものですが、感情的な反発や重箱の隅をつつく議論の域を出ていないと思っております。

冷静な議論を妨害するデマや決めつけが横行しております。典型的なデマが徴兵制です。徴兵制が復活するとか、議員も言えばメディアも言っておりますが、これは憲法で禁じられている苦役に相当するものですが、実務的な角度で考えますと、自衛隊の定員は24万7,000人、仮に徴兵の事務手続を自治体が担うとすれば、須恵町の自衛隊入隊者は例年2名から5、6名、ここの男子新成人は142人、5人を選ぶのに142人に通知を出して検査をして、入隊まで無事に事務を進めていくなど、どれほどの無駄と負担になるか。また、どうやって5人を選べばいいのか。これを毎年やれと行ってできるものでもありません。費用対効果を度外視した完全なる空論でございます。ちょっと考えれば誰もがデマとわかるものを政治家が口にしています。余りにあざといと思います。これを1つの例として、野党の戦略は一事が万事といっても過言ではありません。党利党略によって真実を隠し、狙うものは人気取りであります。与党に対して数の多数を批判していますが、議論を尽くした上で最後は数で決するのが民主主義でございます。野党はマスコミと学者を味方につけ、大衆を導引することにより正義を演出しています。デモの熱狂の数により、政治目的を果たそうとする手法はいかかなものか。その手法は成功しているようにも見えておりますが、今熱狂してる若者はこれからどこへ行くのか。戦後さまざまな民衆の熱狂がありました。感情に走った熱狂は、時として冷静な判断を狂わせてしまいます。私は踊らされた若者が気の毒にも思えます。

以上、申し上げましたように、この意見書は慎重審議をうたいながらその実廃案を目指した党利党略をその目的とするものであり、賛成できないのは明らかです。

そして、その論拠にアンケートとか……。

○議長（三角 良人） もういいでしょう。意見になりよるよ。

○議員（6番 田ノ上 真） よって、反対の意思を表明します。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 安全保障法制については、各党所属の議員さんもいらっしやって、それぞれ各党または個人の思惑があると思いますが、国会では約200時間の与党野党の審議が行われ、きょう決議が行われます。今回の議案は、慎重審議を求める意見書を提出するという議

案でございますので、既に時期を逸しているということから、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに、これにて討論を終結します。よって、議員提出議案第4号について採決に入ります。議員提出議案第4号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、議員提出議案第4号安全保障法制の慎重審議を求める意見書は否決されました。

日程第19. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より介護予防事業の取り組みについて、小中連携事業について、保育士人材バンク活用の取り組みについて、総務建設産業委員会より焼却場跡地の整備計画について、生ごみバイオマス化について、スマートインターチェンジを生かしたまちづくりについて、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、議会運営委員会を第1委員会室で、終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。平成27年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午後2時00分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 6 番 田 ノ 上 真

署名議員 7 番 松 山 力 弥